

# GYOSEISYOSHI HOKKAIDO 行政書士北海道



ゴジュウカラ

オオワシ

エゾモモンガ

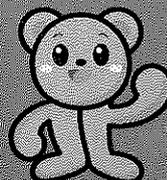
オジロワシ

エゾシカ

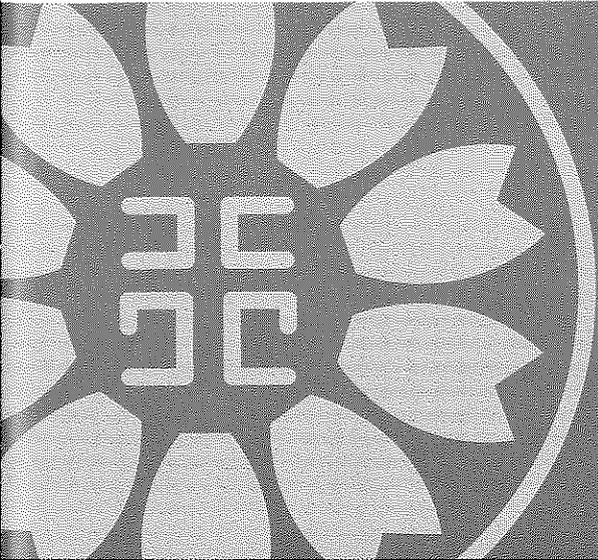
2005年11月 No.274

ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp>  
メールアドレス = [gyosei@mrd.biglobe.ne.jp](mailto:gyosei@mrd.biglobe.ne.jp)

PICK UP



今月のピックアップ  
リレーインタビュー  
業務資料



# 今月のピックアップ

Pick up This month

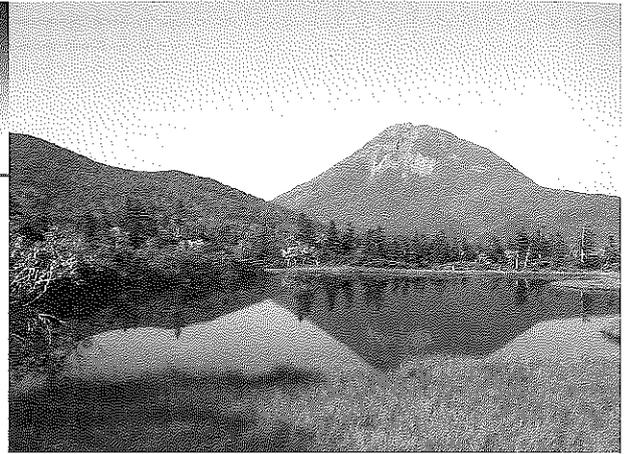
世界自然遺産『知床』- 知床で夢を育てませんか  
登録決定の大きな要素と原動力となったしれとこ100m<sup>2</sup>運動

今年7月に世界遺産に登録された知床について、斜里町役場 環境保全課自然保護係長の増田氏にお話をお聞きしました。知床が世界自然遺産に登録されるまでにはどんな経緯があったのでしょうか。その大切な「遺産」を後世に残すため、わたしたちにはどんなことができるのでしょうか。

**編集委員：**世界自然遺産の登録は、国内では平成5年の屋久島、白神山地に次いで3番目ですが、どのような点が評価されたのでしょうか。

**増田係長：**クライテリア（登録基準）は全部で4つあります。(i) 地形・地質 (ii) 生態系 (iii) 自然景観 (iv) 生物多様性です。このうち知床が評価されたのは(ii) 生態系と(iv) 生物多様性の2点です。世界自然遺産は平成17年5月時点で154件が登録されていましたが(2005年10月現在で世界自然遺産は知床を含め160件となった。)、新たに登録されるためにはそれら154件と比較して異なる価値、つまり独自性が明らかでなければなりません。(ii) 生態系に関しては流氷とその影響を大きく受けた特異性及び海洋生態系と陸上生態系の高い相互関係を、また(iv) 生物多様性では、シマフクロウ・シレットコスミシなど多くの希少種・絶滅種が含まれていることや多くのサケ科魚類、トドや鯨類などの海棲哺乳類、希少な海鳥類・渡り鳥類にとって世界的に重要な地域であるという点を評価していただけたようです。

知床半島の海岸域は、陸上生態系と海洋生態系をつなぐ役割をする(行き来する)サケ科魚類、これらを餌とする魚食性の強いシマフクロウやオジロワシと



いったレッドリスト(IUCN: 国際自然保護連合による絶滅のおそれのある生物種)上位にランク付けされている希少鳥類が比較的多く生息しており、摂餌において欠くことのできない場所になっています。また陸上生態系に関しても、多様性に富む動植物相、そしてやはりレッドリストに記載されている植物が多く見られます。

**編集委員：**知床は、年間160万人が訪れる観光地でもありますし、漁業も盛んだと思いますが、それらは登録の障害にはならなかったのでしょうか。

**増田係長：**自然遺産は、自然があるということももちろん重要なのですが、それに加えて壊れやすい生態系を持つ自然が効果的に保護されているということも重要なのです。つまり、人間が社会活動を営みながら自然や他の希少生物と共生し、かつ自然が守られているということです。特に知床に関しては、地域社会が積極的に関わって保全活動を支えているという点が、IUCN(国際自然保護連合)による世界遺産推薦に関する技術評価の中でも非常に高く評価されています。

**編集委員：**自然を保護するためにはどんな活動がなされてきたのでしょうか。

**増田係長：**斜里町では町立知床博物館や町が出資設立した知床財団による自然教育活動や、野生動物を対象

## INDEX

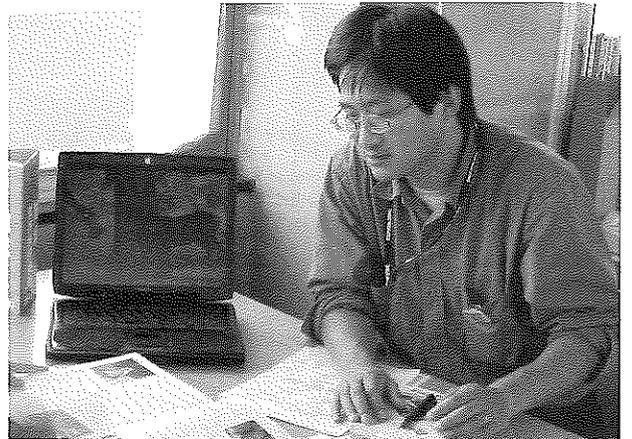
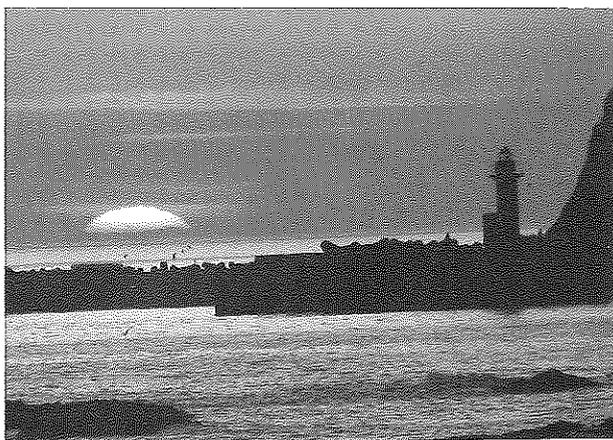
今月のピックアップ	2 ~ 5	電話無料相談会を開催しました	31
Coffee Break	5	ショートコラム・2	31
リレーインタビュー~行政書士の輪・2~	6 ~ 9	研修会報告	32
契約法概論と契約書作成手続	10 ~ 18	新事務局職員の紹介	32
ショートコラム・1	18	新入会員研修会終了のご報告	33
行政書士のための個人情報保護法Q&A	19 ~ 26	或経営者曰・3	33
「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求」一斉切り替え終了	27	総合法学講座開催について	34
判例研究室	28 ~ 29	新入会員	35 ~ 36
故 木嶋正毅支部長を偲んで	30	ご逝去/編集後記	37
新入会員の受入れに関するアンケート調査結果	31	政連道支部だより	38 ~ 39

にした調査研究や保護管理など、自然環境の分野では国内でも先進的な取り組みを行ってきましたが、その下地となったのはしれとこ 100 平方メートル運動です。

知床の岩尾別地区は大正から昭和にかけて他県から開拓・開墾のための入植がありました。けれども、知床はもともと火山活動によってできた地域ですので、実際にはとても開拓できるような土地ではありませんでした。それに加えて知床の厳しい気候のために、いくら手をかけても資金を投じても作物が育たず、昭和 40 年代後半代にはほとんどの入植者が開拓をあきらめて離農し、岩尾別地区を後にしました。そのころ「日本列島改造論」による土地投機ブームが始まり、その開拓跡地が不動産業者によって買収されはじめました。

当時の藤谷豊町長は、開拓跡地が不動産業者から切り売りされて乱開発されることを憂慮し、その土地を国や道に買い上げてもらうよう要請しました。ところが国や道からの回答は、一度開拓された土地を買い上げることはできないというものでした。知床は昭和 39 年に国立公園に指定されており「自然公園法」の下で管理されていたのですが、当時の岩尾別のような「人が住み農業が営まれていた地域」は保護の対象から外れていたのです。

町には当然土地を買い上げる資金などありません。しかし、なんととしても土地を乱開発から守りたいと考えている時に、藤谷町長が朝日新聞の『天声人語』で、イギリスのナショナル・トラスト運動というものを知ったのです。即座に「これだ！この方法で土地を買い上げよう」と決意したのです。



増田係長

編集委員：「ナショナル・トラスト運動」というのはどのようなものですか。

増田係長：もともとはイギリスで 3 人の市民によって始められた市民運動です。「一人の一万ポンドより一万人の一ポンドを」をモットーに資金を集め、美しい海岸や歴史的遺産などを買い取って保存するというものです。これをヒントに藤谷町長は全国の人々に呼びかけて、自然保護に賛同する方々からの寄付によって土地を買い上げ保全する計画を発表しました。それが「しれとこ 100 平方メートル運動」の始まりです。

編集委員：「しれとこ 100 平方メートル運動」について、お聞かせください。

増田係長：運動の参加者に 100 平方メートル、つまり 10m × 10m を一口 8 千円として買っていただきます。けれど土地の分筆も所有権移転登記もせず占有権・使用权もありません。所有・管理・植林など的一切を町に任せていただきます。土地を購入してくださる方には、知床の、いわば精神的地主になっていただくということですね。

この運動を進めるにあたって、町は参加者の皆さんに 3 つの約束をしました。それは①対象地域内の民有地をすべて買い取り保全すること②その土地に植林をして緑を回復すること③保全した運動地は斜里町が責任をもって永久に保全管理してゆくということです。



「しれとこ 100 平方メートル運動」は昭和 52 年に始まり平成 9 年まで続きました。幸いマスコミがかなり関心を持ってくれまして「知床で夢を買いませんか」という町の呼びかけが、新聞紙上やテレビ番組で何度も紹介されました。特に朝日新聞が「天声人語」で全国に運動を紹介して下さったり、北海道新聞が夕刊のトップ記事で取り上げて下さった時には、配達直後から問い合わせが殺到したそうです。

参加者は延べ 4 万 9,024 人。金額では 5 億 2,000 万円となり目標金額が達成されました。当時の資料を見ますと、参加者の中にはガンを宣告されて病床にある少女にかわって少女の夢を実現させてやりたいと申し込んだ女性や、生まれたばかりの孫のためにという老夫婦、クラスのみんなでお金を貯めて送金してくれた小学生たちもいたようです。運動に共感してくださるそれらの方々からの寄付によって、土地のほとんどを取得することができました。また植林についてもほぼ終了しています。

現在では、「100 平方メートル運動の森・トラスト」という新しい運動が平成 9 年より始まっています。これは最初の運動で買い上げ保全された土地に自然を復元するための森づくり事業で、100 年先を見据えた再生計画になります。

多くの方々の「自然を守りたい」という熱い思いが

積み重なることによって今回の世界自然遺産登録に結びついたのだといえるでしょう。それをこれから守っていくのが、わたしたちの使命だと思っています。

『知床 100 平方メートル運動の森・トラスト』

<http://www.town.shari.hokkaido.jp/100m2/index.html>

100 平方メートル参加者からの手紙  
大阪・八尾市立区久宝寺小学校の生徒を代表して

ほくたち、わたしたちは、なぜ緑のゆめを買うのかというと、とても大好きだからです。

そこには、花、川、鳥、木、海があるから空気もいいし、水もきれいだと思います。とても、いいところのようですね。そんなところに、家とか工場などをたてたら、空気もきたなくなる。やっぱり、きもちのいいところがいいです。

そんなことを話し合っ、かうことに決めました。わたしも、さんせいしました。

みんなで力を合わせてすることは、いいことですね。だから買うことにしました。

『知床で夢を』（『知床で夢を』発刊委員会

代表 藤谷豊）より抜粋

表紙の写真：知床には、確認できているもので 300 種ほどの動物や鳥が生息しています。その中から比較的にしやすい代表的な動物を載せてみました。撮影者は今回インタビューに答えてくださった増田泰係長です。

< オオワシ >

流氷が知床半島に到達する頃、越冬のため飛来する冬鳥。翼を広げると 2.4m ほどもある国内最大級のワシ。天然記念物。

< エゾモモンガ >

リス科の小動物で、樹洞などをねぐらとし、夜になると、外に出て樹木の葉、芽、花などを食べる。前後

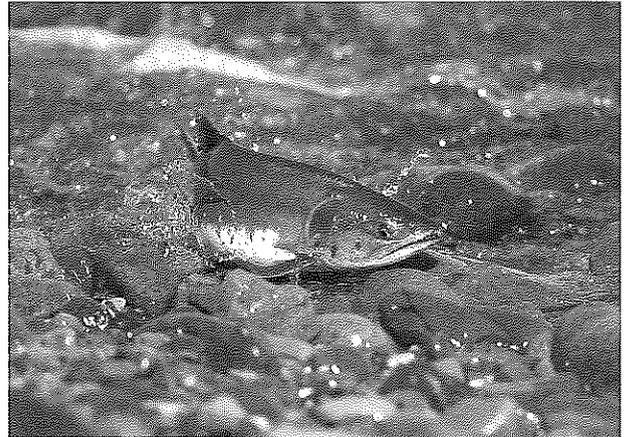
肢間のマントのような膜を広げて滑空する。

#### < オジロワシ >

オオワシと同様に、大部分が冬鳥として飛来するが、一部は留鳥として北海道東部で繁殖している。オオワシに比べると、若干小さい。天然記念物。

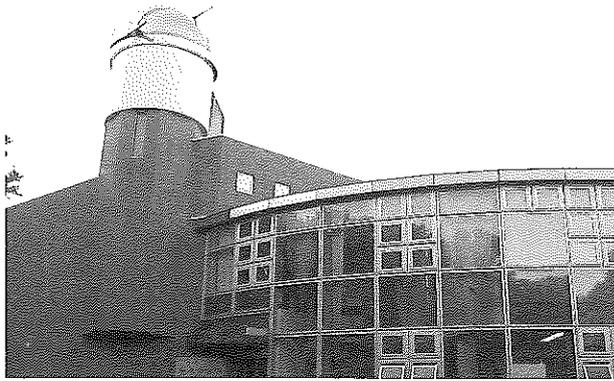
#### < ゴジュウカラ >

知床の森で普通に見られるスズメ大の小鳥。木を上から下へさかさまにとまりながら樹皮をつつく姿をよくみかける。

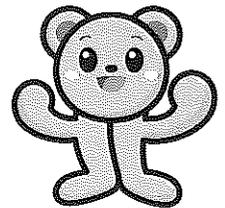


#### < エゾシカ (オス) >

繁殖期の秋、オスたちは角を突き合わせ、悲しげな声で自分の存在をメスや他のオスへアピールする。



知床博物館



ちよつと  
一服



## Coffee Break

去る10月1日、札幌市で「ポイ捨て防止条例」が施行されました。これは、歩きタバコの防止などを目的とした条例で、違反者には罰則（過料千円）が適用されます。確かに歩きながらタバコを吸っている人の横に並んで信号を待っていたりしますと、風の向きによってはこちらにも影響が及びます。この条例によって、そういう不愉快なことがなくなるわけですから、本当によいことです。...と、非喫煙者は思うことでしょう。では喫煙者はいかがでしょうか。だんだんと喫煙ができる場所が狭まってきています。肩身の狭い思いをして吸っているのではないのでしょうか。

「ポイ捨て防止条例」が施行されたその一日に6人が過料千円を支払ったそうですが、その中には、大通公園のベンチでタバコを吸っていた男性が含まれていたそうです。彼は兵庫県から出張で来ていて、仕事の合間に大通公園の鳩や噴水を見ながらちよつと一服でも...と考えたのかもしれません。が、残念ながら高い休憩代になってしまいました。

わたしたちも仕事や私用で他の街に行くことがあるでしょう。でも事前にその街の条例を調べてから行く人なんていったいどれほどいるのでしょうか。しかし日本は属地主義です。その国あるいは町にいるからには、その法律や条令を知っていてもいなくても、その法に触れるならそれは違反です。仮にそれが公園のベンチで、きちんと携帯用ポケット灰皿を持っていても、です。「ポイ捨て」しなくても、です。

タバコを吸われる皆さん、健康のため吸い過ぎに注意しましょう、とは言いません。出張や旅行の際には、その町に「ポイ捨て防止条例」なるものがないかどうか確認するようにしましょう。もちろん、一番大切なことは、条令の有無に関わらず「ポイ捨て」しないということであることは言うまでもありません。いえ、もっと大切なことは、やはり健康のため吸い過ぎに注意することかもしれません。

(K 藤)

# ワレインタビュー

行政書士の輪

2

《函館支部：船木 隆行会員》



**Q** 行政書士になったきっかけは何かありますか？

**A** もともと法学部でしたので、大学で学んだ法学知識を役立てる仕事に就きたいと思っていました。卒業後は函館の実家に戻りまして、しばらく家業を手伝っていましたが33歳のときに開業しました。今年でちょうど開業10年になりますね、早いものです……。

学生時代に持っていた行政書士のイメージというと役所の近くにある代書屋さんの印象がありました。函館に戻ってみると意外と行政書士の看板が目につきましたね。行政書士でもきちんと稼いでいる人がいると聞いて、自分も開業してみようと思ったのがきっかけでした。

**Q** 現在の主な取り扱い業務についてお話をお聞きしたいのですが。

**A** 民事関係の仕事を専門に扱っています。逆に許認可に関する仕事はほとんどないですね。たと

えば、相続手続の書類作成を手伝ったり、契約書を作ったりといった仕事です。ときには事実証明に関する書類なども作ります。

民事を専門に扱っている行政書士が少ないのは事実ですが、私は専門にやっています。民事関係の仕事では隣接職種との業際の問題が出てきますが、そういった場合は弁護士とタイアップして仕事をするように心がけています。そこは少し気を使いますね。

契約書に関していうと、行政書士が代理権を持てるようになったことが大いに役立っています。代理権によって、お客様の役にも立てるし行政書士自身のステータスも向上したのではないのでしょうか。

また、破産手続などは弁護士の仕事とされていますが、陳述書などの事実関係の書類の作成作業なら行政書士が行うことができます。破産手続の場合は、私がお客様から詳しい事情を聞いて、それを陳述書にまとめてから弁護士に手続を頼みます。そうすることでお客様にも弁護士にも喜ばれています。弁護士は何かと忙しくて時間がないので、お客様の事情は私がじっくりと聞き取るようにしています。それに、お客様も時間がない人がいますね。期限ぎりぎりに相談にこられる方も多いです。そんなときに行政書士が両者のパイプ役となって活躍できるのはうれしいことですね。

**Q** 民事関係の業務を専門に扱うことは開業当初からの目標でしたか？

**A** そうですね。行政書士の多くは許認可手続をメインにしておられますが、当時開業したばかりの私が許認可の仕事をするには先輩の仕事を盗るような気がしましてね。それに参入してゆくのは無理なようにも感じました。そこで、自分の力を発揮して何か役に立てることはないだろうかと考えて、自分は民事を扱おうと決めました。

現在は、許認可関係の仕事の依頼があったときには、信頼のできる他の行政書士にお願いするようにしています。共存共栄ですね。私も民事関係の仕事は同じ行政書士からの紹介が多いです。それに他土業種の方からも紹介を受けます。

**Q** 開業当初の営業活動はどのようにしましたか？

**A** 営業については、実は、ほとんどしていませんでした。恥ずかしながら、開業後はじめの一年間は行政書士会の会費と事務所の電話代を稼ぐのがやっとという状況でした。転機が訪れたのは、ちょうど開業してから一年後に函館支部の研修会講師を引き受けまして、そこで民事に関する講義をしました。それが好評でして…。

民事を扱う行政書士は確かに珍しいですが、かえってそれが良かったのかもしれない。それから徐々にではありますが、仕事の紹介が増えてゆきました。また、仕事を重ねてゆくうちに、かつてのお客様からの紹介も増えました。現在でも特に営業活動はしていませんが、仕事は増えていますね。私が民事を専門にしていることが周囲に知れてきて、また、そのような目で見てくれるようになったことは、とてもうれしいことです。営業に関していえば、自分の専門分野を持つことが大切なことだと思います。そして、それを知ってもらうことです。

**Q** 民事関係の仕事を取り扱うときに、特に気をつけることなどありますか？

**A** 私なりに、民事の仕事のポイントは「聞き上手」になることだと思っています。お客様から良く事情を聞くことですね。簡単そうですが、実は難しいことです。

気をつけなければならないのは、お客様の嘘と隠し事ですね。決してお客様の話を鵜呑みにしないで、そして一回聞いただけで自分で判断しないことです。たとえ長時間でも、しっかりお客様の話は聞かなければなりません。そうすることによってお客様の置かれている状況を正しく知ることができます。民事の仕事の内容は様々で、お客様の事情も様々ですからね。なかにはお客様にとっては他人に話しにくいこともあるわけです。行政書士としては、そういったところもきちんと聞かなければなりません。事情のあるお客様とは一対一でとことん話し合います。まず、お客様の身になって話を聞いて、信頼されるようになることですね。お客様と信頼関係を持つことができれば、おのずとお客様のために役立ちたいと思えてきますし、それが私の力にもなります。



**Q** 日常の業務で、何か心掛けていることなどはありますか？

**A** そうですね。当たり前のことですが、新しい法律には常に注意を払っています。最近では不動産登記法が大きく改正されましたよね。それから、新会社法についても注目しています。実は最近、他土業の先生も含めた小さな勉強会を作って勉強しています。新法に限らず幅広く事例研究も行っています。他土業の先生方と接する機会を持つことで情報交換をすることができますし、仕事上のお付き合いもできますのでとても有意義な場となっています。

先ほどタイアップの話をしましたでしたが、たとえば一人でできないような仕事がきても、数人が集まって対処できるような体制が私の周りで整いつつあります。こういったネットワークを持つことはとても大切なことですよ。自分の専門以外の仕事があれば仲間の誰かがきちんと処理をする体制を整えるわけです。お客様にとって見ればワンストップサービスになるわけですから、他土業とのネットワーク作りは業際問題の解決ばかりでなく、仕事を行っていくうえで大いにプラスになりますよ。



**Q** 仕事上で何か失敗したことはありましたか？

**A** 大きな失敗というのはありませんね。幸い私が聞き上手だったからでしょうか(笑)。仕事上のストレスは大変なものですが、それは行政書士の皆さんなら同じだろうと思います。私が大きな失敗をせずに済んだのは、たぶん、常にお客様の立場に立って仕事をしてきたおかげかもしれません。無事に仕事が終わった後に、お客様から感謝されるのが何よりもうれしいですね。それを励みにして仕事をしています。

**Q** 最後になりますが、開業間もない新入会員へのアドバイスをいただけますか？

**A** 繰り返しになりますが、「専門分野を持つ」ことですね。行政書士のできる手続はたくさんありますから、自分の専門にこだわってほかの仕事を放棄する必要はありません。しかし、世間から見ると行政書士は許認可手続の何でも屋さんに見られがちですよ。つまり専門性に乏しいわけで、セールスポイントをアピールしにくいですよ。はじめに専門分野を一つ確立してから、営業の幅を広げるようにすると良いと思います。

それと、「ネットワーク作り」です。一人でできることは限られていますから、他の先生と連携できることは業務処理の面からも情報収集の面からも大変重要です。

**■** ありがとうございました。とても参考になるお話をいただきました。貴重なお時間をいただきまして重ねて御礼申し上げます。

# 契約法概論と契約書作成手続

函館支部 船木 隆行

## 1. 契約の法的意義

契約とは、相対立する2人又は2人以上の当事者が意思表示をなし、その意思表示がある法律的效果の発生（法律関係の発生・変更・消滅の効果）を目的とし、しかもこの対立した意思表示が合致したもので、一つの法律行為である。故にこの法律効果の内容によって物権契約・債権契約・身分契約等、種々の契約がある。

## 2. 契約の自由とその制限

### 契約自由の原則

#### I. 契約自由の原則の内容

- ①契約は、対立する当事者間にそれぞれの給付をなす義務を負うにとどまり、身分的關係を生じるものではない。（例：賃貸借契約）
- ②契約の相手方の選択は自由である。
- ③契約の内容は当事者の自由な交渉によって定まる。
- ④契約の形式は自由である（口約束でも有効。但し、明確性に欠ける、証拠が残らないという欠点がある。）。

#### II. 契約の成立要件

- ①適法にして社会的妥当性があること。
- ②可能なこと。
- ③確定し得べきこと。

### 契約自由の原則の制限

#### I. 承諾の自由の制限

##### ①公法上の義務

電気、ガス、運送・倉庫等独占事業を営む者、公証人、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等公益的職務にある者は、職務の執行の申込を拒絶できない。

##### ②民事上の義務

一定の者が申込をしたとき、相手方は法律上の理由なしでは承諾を拒絶することはできない（例：賃借人の更新の申込）場合や、拒絶の自由がなく、承諾なしに契約が成立する場合がある（例：建物買取請求権、造作買取請求権）。

#### II. 一般契約約款に対する国の監督

電気・ガスの供給契約、運送契約、保険契約等は附合契約といい、経済産業大臣の認可を必要とするときである（保険契約は内閣総理大臣の監督）。

#### III. 経済的弱者に対する不利益約款の禁止

経済的強者と弱者との間で締結される契約に関しては、法律は、弱者に不利益な一定の項目の効力を認めていない。例えば、借地借家法9条、16条、30条、農地法20条、労働基準法13条、利息制限法、消費者契約法、割賦販売法、特定商取引に関する法律等がある。

#### IV. 裁判官による契約内容の改訂

契約が法的観点からみて不合理である場合、訴訟となっているときの裁判官が改訂する場合がある（罹災都市借地借家臨時処理法17条）。

## V. 方式の自由とその制限

- 取引の明確性及び迅速性を目的とするもの
  - 手形、株券、運送状、倉庫証券、船荷証券等
- 法律関係の明確性を主たる目的とするもの
  - 遺言、法人の定款、寄附行為等
- 創設的届出
  - 婚姻届、養子縁組届、認知届等
- 不動産物権の変動
  - 所有権移転、抵当権設定等

## 3. 契約の種類

### I. 双務契約と片務契約

契約の各当事者が互いに有する債務を負担する契約が双務契約であり、そうでない場合を片務契約という。

- 双務契約：売買、交換、賃貸借、雇用、請負、有償委任、有償寄託、組合、和解等
- 片務契約：贈与、消費貸借、使用貸借、無償委任、無償寄託等

### II. 有償契約と無償契約

当事者双方が互いに有する給付をなすか否かで分類される。  
双務契約は全て有償契約であり、利息付消費貸借以外の民法上の片務契約は全て無償契約である。

### III. 諾成契約と要物契約

当事者双方の合意だけで成立する契約を諾成契約といい、この合意の他に一方の当事者が物の引渡その他の給付をして初めて成立する契約を要物契約という。

- 要物契約（民法上）：消費貸借、使用貸借、寄託
- 諾成契約（ 〃 ）：上記以外の契約

## IV. 典型（有名）契約と非典型（無名）契約

民法に規定している 13 種類の契約を典型（有名）契約といい、これに属しない他の契約を非典型（無名）契約という。

### 典型（有名）契約

- ①贈与契約：自己の財産を無償で相手方に与える契約
  - ※書面によらない贈与契約
  - 履行がなされるまで取り消すことができる。
- ②売買契約：売主がある財産を買主に移転することを約し、買主はその代金を支払うことを約束する契約
- ③交換契約：当事者が互いに財産権を移転する契約
- ④消費貸借契約：借りた物を消費し、それと同様の物を返す約束をする契約
  - ※金銭消費貸借はこれに該当し、約定により利息も支払うことになる。
  - ★準消費貸借契約：本来の給付すべき物を「貸しておこう」という約束だけで成立する契約
  - ※売買代金の給付義務を金銭消費貸借に改める場合
  - ※以前の金銭消費貸借を新しい金銭消費貸借に切り替える場合
- ⑤使用貸借契約：借主が無償で物を使うために貸借する契約
  - ※貸借期間を定めなかった場合
    - i. 契約に従って使用・収益の目的を終了したときに返還
    - ii. 契約で返還する時期・使用目的も定めなかったときは、いつでも貸主は返還請求できる。
- ⑥賃貸借契約：貸主が自己の物を借主に使用・収益させ、借主が賃料を支払う契約
  - ※一般の賃貸借

賃貸借の期間は20年を超えることはできず、これを超える期間を定めた場合、20年に短縮される。

- ⑦雇用契約：労働者が労働を提供し、雇主がこれに対する対価として報酬（賃金）を支払うことを約束する契約
- ⑧請負契約：当事者の一方（請負人）がある仕事を完成することを約束し、相手方（注文者）がその仕事が完成したら報酬（代金）を支払うことを約束する契約
- ⑨委任契約：当事者の一方（委任者）が法律行為をなす事を相手方（受任者）に委託し、相手方が承諾することによって成立する契約
- ⑩寄託契約：当事者の一方（受寄者）が相手方（寄託者）に対して保管することを約束してある物を受け取ることによって成立する契約
- ⑪組合契約：数人の当事者がそれぞれ出資し、共同の事業を営むことを約束する契約
- ⑫終身定期金契約：当事者の一方が、当事者のいずれか又は第三者が死亡するまで定期的に金銭その他の代替物を与えることを約束する契約
- ⑬和解契約：当事者が互いに譲歩して、その間に存在する争いをやめることによって成立する契約

#### 非典型（無名）契約

- ①業務提携契約
- ②経営委託契約
- ③リース契約
- ④フランチャイズ契約
- ⑤出版契約
- ⑥広告宣伝契約 等

#### V. 有因契約と無因契約

ある契約によって成立する債務が、その成立の原因となった事実と結びついて、その事実がなければ債務も成立しないという関係に立つ契約を有因契約といい、法律により、その事実がなくとも債務だけは成立するとされる契約を無因契約という。民法上の契約は有因契約である。

#### VI. 要式契約と不要式契約

契約が成立するために一定の形式を必要とするか否かによって分類される。原則は不要式契約であるが、婚姻、遺言、手形行為等は要式契約である。

#### VII. 生前契約と死因契約

当事者の一方の死亡によりその効力が生ずる契約を死因契約といい、死因贈与がこれにあたるが、生命保険契約はこれにあたらぬ。又普通の契約は全て生前契約である。

#### VIII. 主たる契約と従たる契約

従たる契約とは、その契約が成立するために他の契約の存在を前提とする契約をいい、その前提となる契約を主たる契約という。

例：主たる契約	従たる契約
・金銭消費貸借	・質権設定契約、保証契約
・婚姻	・夫婦財産契約

#### IX. 本契約と予約契約

当事者の一方又は双方が、将来望んだときに一定の内容の契約を締結する約束をする契約を予約契約といい、その予約契約に基づいて締結される契約を本契約という。当事者の一方のみが本契約をする債務を負担するものを一方の予約といい、双方が債務の負担をするものを双方の予約という。

予約完結権を有する当事者が相手方に対し、本契約を成立させる意思表示をしたときは、本契約は成立する（民556条、559条）。但し、本契約が要物契約や要式契約であるときは、意思表示だけでは本契約は成立しないことに注意を要する。

本契約の内容は、予約契約の内容によるが、この予約契約において本契約の全てを定める必要はないから、主要な部分及び細目を確定する基準を決めておけば足りる。

#### 4. 契約の当事者

契約する当事者は、権利義務の主体である自然人と法人のみである。又、契約は必ずしも本人が締結しなければならないものでもない。そのために代理人制度がある。

代理とは、本人に代わって代理人が代理権の範囲内で法律行為をし、その効果が直接本人に帰属する制度である。これには未成年者の親権者・未成年後見人・成年被後見人の成年後見人のように法律の規定又は裁判所によって選任される代理人を法定代理人といい、本人との間の契約によって権限を与えられた任意代理人とがある。

行政書士は、契約その他に関する書類を代理人として作成することができるので、任意代理人として契約の締結をすることができる。但し、事件性又は紛争性のないものに限定されている。

#### 5. 契約内容の確定及び成立要件

契約書（債権債務の関係）が有効に成立するためには、内容が適法であること、可能であること、確定し得べきことの3つの要件が必要であることは前述した。

##### I. 適法であること

契約当事者間でいかなる合意をしても、無効とされるものがある。これを強行規定という。例えば、借地借家法によると、借地契約の最低契約期間は30年以上とされており、これより短い期間を定めた契約は無効とされるがごときである。

又、強行規定に抵触しなくても、公序良俗違反の契約は民法90条で無効とされる。

##### II. 可能であること

社会通念上、可能か不可能かは容易に判断できるので、契約書作成にあたってはそれほど問題にならない。

##### III. 確定し得べきこと

契約書、特に行政書士が作成する契約書は、後に紛争にならないよう考慮して作成しなければならない。

契約書には、別紙目録又は付属書類が添付されるが、これには注意が必要である。例えば不動産を記載する場合、登記簿に記載された表示を記載しなければならないとか、登記簿面と現状が相違する場合は、登記簿による表示の他に現況をも記載するべきである。又、土地区画整理等が行われ、仮換地の指定があるときは、現実に使用されている仮換地に着目して取引がなされるのであるはずであるから、従前の土地の他仮換地も併せて契約書に記載すべきである。請負契約においては、目的物が契約時に存在していないため、その確定は困難であるが重要である。

又、「～については、当事者の協議による。」というのは細かく規定を設けていない場合は、なるべく避けた方がよい。

契約当事者間で合意に達したことで、民法その他の規定がある場合は契約書に記載する必要がないものもある。但し、任意規定で民法その他の規定と異なった条項をおく場合は、記載しなければならない。

#### 6. 連署式と差し入れ式

契約書の中で、当事者双方が署名押印する文書を連署式という。通常の契約書の他、覚書、確認書、協定書等でも、この連署式がほとんどである。

これに対し、一方の当事者（義務を負担する側であることが多い。）のみが文書に署名押印し、相手方に差し入れる文書を差し入れ式という。担保差し入れ書、保証書又は一方のみが義務を負う念書などの多くは差し入れ式である。

## 7. 訂正の仕方

契約書の一部を訂正する場合は、その方法について法律上特に定まってはいるが、最も一般的な方式は次のとおりである。

### 【方式1】

- ①契約書の条項の内、訂正を要する箇所の文字を2本の直線で抹消する。
- ②この場合、抹消された文字が読める程度に行う。
- ③縦書きの契約書の場合は、抹消文字の横に、横書きの契約書の場合は、抹消文字の上に訂正した正しい文言や字を記入する。
- ④縦書きの契約書の場合は、訂正した行の上の欄外に、横書きの契約書の場合は、その行の左欄外に何字を削り、何字を加えたかを「7字削除、7字加入」というように明記し、そこに印影が係るようにして契約者全員で押印する。

### 【方式2】

- ①契約書の本文中で訂正をした箇所に契約当事者が印を押し、その行の上の欄外（縦書き）や、左の欄外（横書き）に何字を削り、何字を加えたかを「7字削除、7字加入」というように明記する。
- ②この方式では前述の方式に加えて、さらに念のために、欄外の「7字削除、7字加入」と記入した箇所にも当事者の印を押し。

### 【方式3】

訂正の字数が同数の場合は、「7字訂正」というように書くやり方もある。これは「7字削除、7字加入」と書く記載方法の略式である。

## 8. 契印

契約書の用紙が2枚以上になった場合は、用紙の1枚目と2枚目とのつなぎ目（3枚以上についても同様）に双方の当事者が各々、両方の用紙に係るようにして捺印をする。

このような印のことを「契印」という。契印とは契約書等1つの書類が数枚の紙からできあがっている場合とか、あるいはいくつかの書類が1つのものとして接続している場合に、これが1つのものであることを証するために、その綴り目又はつなぎ目にかけて押す印のことをいう。

「契印」と同じく使われる「割印」というものがあるが、正しくは同じものではない。割印とは、例えば2つの別な書類が互いに関連する場合に、そのことを証するため、その2つの書類にまたがって1つの印を押すことである。

## 9. 契約書と印紙税

契約書には、印紙税法により、印紙を貼付しなければならないものがある。印紙税法は、契約書の内容である契約の法律的性質並びに契約の目的の価額によりそれぞれ税額を定めている。

契約書の印紙の貼付を忘れても契約書としての機能つまり証明力には直接の影響はないが、印紙税を脱税したことになるので注意を要する。

## 10. 公正証書

契約書には、私人（会社も含む。）が作成する私文書と公証人が作成する公正証書がある。

私文書による契約書は、その契約書に当事者の署名押印があれば真正なものと推定されるため、争いが起きた場合、相手方が反証を挙げない限り真正なものとして取り扱う。この点からみても署名押印は重要であることがわかる。

これに対して公正証書による契約書は、公文書であるから訴訟になったときでも、当然に真正に成立した文書として扱われ、確定日付としての効力も存在する。

また、「金銭の一定の額の支払い又はその他の代替物若しくは有価証券の一定数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの」は、執行証書といい、民事執行法上債務名義として、これに基づいて強制執行をすることが

できる。私文書による場合は、訴え又は支払督促の申立をし、判決その他の債務名義を得た上で初めて強制執行することができる。この際私文書である契約書は証拠（書証）として役立つ。

公正証書の作成は、必ずしも本人が公証人役場に出頭しなければならないものでもなく、行政書士が委任状により代理することもできる。

## 11. 契約の成立

### I. 成立要件

契約の成立には、相対立する当事者間の意思表示の合致が必要である。平成13年制定された「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」により、電子計算機を用いて申込又は承諾を送信することによって成立する電子消費者契約についても意思表示の合致と認められるようになった。

契約は意思表示の合致さえあれば、その目的とする効力が生じなくとも成立することができるが、効力発生とは区別する必要がある。

当事者の合意によって成立した契約が、その意図された効力を発生するためには、内容が適法で、確定し得べく、社会的妥当性を有し、可能であることは前述した。

### II. 申込による成立時期及び撤回

申込は、一種の意思表示であって、承諾と合致して契約を成立させる法律事実である。

特定人に対する申込は、その到達時、不特定人に対する申込は、不特定人に対して了知し得る状態が成立したときである。

申込の発信後、その到達前に申込者が死亡し又は制限能力者になった場合にも、その申込の効力発生に影響がないのが民法の原則であるが、申込をなす者が反対の意思表示をなし、又は相手方が死亡あるいは能力喪失の事実を知ったときは死者の申込として効力を生ぜず、あるいは制限能力者の意思表示として取消得るものとなる。

申込は、その効力が発生する前は、撤回することができるが、効力発生後は勝手にこれを撤回することはできない。又承諾の期間を定めた申込はその期間は撤回することができないが、その期間が経過すると申込は自然に効力を失う。承諾の期間を定めなかった場合は、相当の期間撤回できないことになる。但し、申込者が、申込の中で、撤回の自由を留保した場合は申込者の意思に従うことになる。撤回は、承諾を相手方が発信する前に到達しなければならないことに注意を要する。

### III. 承諾

①承諾も一種の意思表示であって、申込と合致して契約を成立させる法律事実である。特定の申込者に対してなされることを要し、その内容が申込と合致していなければならない。

契約自由の原則上、申込を受けた相手方は承諾をするかどうかの自由を有する。商法における商人でない限り、通知がなければ承諾とみなす旨の記載がある場合でも、このような記載は無効であるから通知義務もない。又、申込と同時に物品を送付してきた場合にも、それを保管しておく義務もないのである。

②承諾の要件としては、次の2つがある。

- i. 申込に対してなされること及び申込と内容の合致すべきこと。但し、申込に条件を付したり、変更を加えた承諾は、申込を拒絶して新たな申込をしたものとみなされる。
- ii. 申込の実質的効力の存続中に承諾がなされること。但し、遅延した承諾、申込撤回前に発信された承諾は、例外として効力を生じない。

③承諾の効力発生時期

- i. 隔地者間の承諾は、承諾の通知を発したときに成立する。民法は原則として到達主義を採っているが、承諾については発信主義を採っている。但し、承諾が申込者の定めた承諾期間内に申込者に到達しないと申込はその効力を失うことに注意を要する（例外有り：延着の通知）。承諾の取消（撤回）は、原則として許されない。相手方がその撤回に承諾したとき又は消費者契約法4条1号乃至3号に定める事由が存するときは、取消することができる。

- ii. 交叉申込についても契約は成立するが、その時期は、2つの申込が到達したときに効力が生じる。
- iii. 意思実現により契約が成立する場合がある。例えば、ホテルが客からの申込によって部屋をリザーブするがごときである。

## 12. 危険負担

民法は特定物に関しては、債権者主義を採りその他の契約については債務者主義を採っている。

### I. 当事者双方の責に帰すべからざる履行不能

債務者（売主）の責に帰すべき事由によって履行不能となった場合は危険負担の問題にならない。なぜなら、その履行不能によって、債務者の債務は損害賠償に転化するからである。又、債権者（買主）の行為によって履行不能となった場合は、買主の代金債務は消滅しないので、これも問題にならない。

当事者双方の責に帰すべき事由によって履行不能となった場合、債務者（売主）に責任があるので、債権者（買主）は解除して損害賠償を請求できるが、債権者（買主）にも過失があるため民418条により損害の算定についてその過失を参酌されることになり、危険負担の問題とならない。

### II. 原則（債務者主義）

当事者双方の責めに帰すことができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない（536条1項）。

### III. 例外（債権者主義）

特定物（不特定物であっても401条2項により特定した後を含む。）に関する物権の設定・移転を目的とする双務契約においては、目的物の滅失・毀損について債権者が危険を負担し、債務者は反対給付を請求する権利を失わない。

### IV. 停止条件付双務契約の特則

特定物に関する民534条の危険負担の規定は、契約が停止条件付であって、その条件成否未定の間に目的物が滅失した場合は適用されないので、原則にかえり債務者主義を採ることになる。但し、毀損したときは、債権者主義を採るので注意を要する。

### V. 契約書作成上の注意

危険負担に関する民法の規定は強行規定ではないと解されているので、公序良俗に反しない限り、この規定と異なる定めをすることができるため、契約において特別の定めをする実益がある。

## 13. 第三者のためにする契約

当事者の一方が第三者に対して直接債務を負担する契約がある。これを第三者のためにする契約という。この契約において、第三者に対して債務を負担する当事者を諾約者、諾約者に対する当事者を要約者、第三者を受益者という。

### I. 成立要件

この契約は、要約者・諾約者間の契約として成立するための一般的要件が存するとともに、第三者をして債権を取得させることを目的としなければならない。第三者の受益の意思表示は、債務者である諾約者に対してなされ、これも権利取得の要件となる。但し、権利を強制されたくない第三者は、受益の意思表示をしなければよいことになる。

### II. 効力

第三者の権利の内容は、要約者・諾約者間の契約によって定まるが、受益の意思表示によって第三者の権利は確定するので、その後は、契約当事者でこの権利を変更・消滅することはできないことになる。

## 14. 契約の解除と損害賠償

解除とは、当事者の一方（解除権を有する者）の意思表示によって、有効に成立した契約を、初めから存在しなかったと同一の効果を生ぜしめることをいう。これには約定解除と法定解除がある。

### I. 約定解除

約定解除権は、契約によって生じる（540条）。

約定解除権の行使は、法定解除と同様に、相手方に対する意思表示によるが、撤回は許されず、条件や期限を付すこともできない。又、不可分性もある。

約定解除の効果は、法定解除の場合と同様で、契約が初めから存在しなかったことになるという遡及効がある。原則として損害賠償義務を生じないが、当事者が契約解除の中で、特に賠償ないし補償の特約をしていれば、その特約に従うことになる。

### II. 法定解除

法定解除には、履行遅滞による解除、履行不能による解除、不完全履行による解除の3種類がある。

#### ① 履行遅滞による解除の要件（541条）

##### i. 債務の履行がないこと。

債務に確定期限があれば、その期限を経過した後は、債権者は催告をした上解除できる。又、債務に期限の定めがない場合も、債権者は、412条3項の規定により催告をして一旦債務者を履行遅滞の状態に陥れ、1回相当の期間を定めて催告すれば足りるとされている。

##### ii. 相当の期間を定めて催告すること。

催告は、相手方がその債務を履行するのに相当であると考える猶予期間を定めておかなければならない。この期間が短い場合でも、客観的に相当なものとして算定される期間が経過した場合は、解除できる。又、相手方があらかじめ履行を拒絶している場合でも催告を省略できないことに注意を要する。

##### iii. 催告期間が徒過されたこと。

催告がされたにもかかわらず、定められた相当の期間内に履行がなされなかったことを要する。催告期間中に相手方が履行拒絶の意思表示をしたときは、解除権者は直ちに解除の意思表示をなすことができるが、相手方が債務の本旨に従った履行をなしたときは、解除権は消滅する。

##### iv. 定期行為の場合の特則（542条）

定期行為とは、その行為の性質上又は当事者の意思表示により、一定の日時又は一定の期間内に履行されなければ、契約をした目的を達することができないものをいう。この場合は、催告をする必要がなく直ちに解除できる。

#### ② 履行不能による解除の要件（543条）

##### i. 債務の履行が不能であること。

履行期に債務の履行が不能でなければならない。この不能は後発的不能を要する。

##### ii. 履行不能が債務者の責に帰すべき事由によること。

債権者は契約を解除しないで、本来の給付に代わる填補賠償を求めることもできる。

##### iii. 催告不要

直ちに解除できる。又、履行期が到来する前に履行不能が確実になったときは、履行期をまたず直ちに解除できる。

#### ③ 不完全履行による解除

履行期以前に債務の本旨に適しない（不完全な）履行がされたことをいう。追完を許す場合、541条に準じて、完全な給付をなす事を催告しなければならない。追完をなす事を許さない場合は、債権者は催告なしに直ちに解除できる。

#### ④ 解除権の行使

解除権は、相手方に対する一方的な意思表示によって行使されるから、形成権の一種に属する。一度解除権の意思表示をしたら、解除権者はこれを任意に撤回することはできない。

#### ⑤ 法定解除の効果

##### i. 原状回復義務

契約当事者は、それぞれ相手方を原状に回復させる義務を負う（545条1項）。

契約に基づいて、双方が負担していた債権債務は消滅し、すでに履行がなされていて、金銭が交付されている場合は、その金銭に利息を付して相手方に返還しなければならない（545条2項）。又、特定物の売買のように、物権変動が発生している場合は、解除によって、移転した物権が当然に遡って売主の下に復帰し、相手方は引渡・登記等の原状回復をすることになるが、対抗要件を備えた第三者には対抗できないことに注意を要する（545条1項但書）。

## ii. 損害賠償義務

債務不履行の責任のある当事者は、相手方から解除されても当該債務不履行から生じた損害賠償義務は免れない（545条3項）。

損害賠償の範囲（415条以下）は、相手方の履行不能を原因とする場合、填補賠償の額から、解除者が既に給付したものの返還を請求し、又は、債務を免れることによって得た利益を差し引いた残額が、相手方に請求し得る金額である。

相手方の履行遅滞を原因として解除した場合でも、本来の給付と遅延賠償を請求する権利の代わりに填補賠償を請求する権利を取得するから、その額が解除者が自己の債務を免れ又は給付したものの返還を請求することによって得る利益を差し引いた残額となる。

特約によって、本来の給付に代わる賠償額が予定されているときは、解除がなされても、この予定額に関する特約は効力を失わず、解除による損害賠償の基準となる。

## iii. 解除による債権債務の関係

解除によって両当事者の負担する原状回復義務及び損害賠償義務は、同時履行の関係に立つ（546条）。

## ⑥法定解除権の消滅

### i. 相手方の催告（547条）

解除権の行使について、期間の定めのないときは、相手方は解除権者に対し相当の期間を定めて、その期間内に解除するか否か確答すべき旨を催告することができ、その期間内に解除の通知を受けなければ解除権は消滅する。

### ii. 解除権者の目的物毀損（548条）

解除権者が、その物を自己の故意過失により毀損又は滅失したとき、加工・改造により他の物に変えたときは、解除権は消滅する。

### iii. 履行又は履行の提供

### iv. 放棄

### v. 時効

10年の消滅時効にかかる。

## 15. 裁判所の合意管轄の特約

原則として、訴訟は被告の住所地の裁判所で提起することになっているが、契約書を作成する際に、特約で専属的合意管轄裁判所を定めておくことができる。後日紛争になったとき、大いに役立つことになるものである。

## 16. 契約書の構成

### I. 表題

「不動産売買契約書」「金銭消費貸借契約書」等、一目で契約内容の概要が分かる表題をつける。はつきりしないときは、単に「合意書」等とする。

### II. 前文

契約当事者が誰であるかを確定する。そして「甲野太郎(以下甲という。)」 「乙野次郎(以下乙という。)」等と略称を決める。又、前文に契約を締結する趣旨・背景等を記載することもある。

### Ⅲ. 本文

契約内容を完結に整理し、明確に解釈できるように記載する。基本的で重要な事項から順に箇条書きに記載するとよい。

#### 【標準的な項目】

- ①売買代金・価格
- ②支払方法
- ③引渡期日
- ④所有権移転の時期
- ⑤所有権移転の登記
- ⑥公租公課の負担
- ⑦登記費用等の負担
- ⑧契約解除
- ⑨管轄裁判所
- ⑩特約事項

### Ⅳ. 末文

作成した契約書の通数・所持者等を明らかにする。

### Ⅴ. 作成年月日

契約した日を記載する。必要によって確定日付をとる。

### Ⅵ. 当事者の住所・氏名・押印

記名押印ではなく、署名押印が望ましい。又、署名押印は後日のトラブルを防ぐためにも当事者の面前で行う方が望ましい。

## ショートコラム・1

日本国内で養殖されているウナギの多くは中国や台湾から稚魚として輸入されていますが、その空輸の途上で約七割の稚魚が衰弱して死んでしまうそうです。そこで、この高い死亡率を下げるための工夫として考え出されたのが、ウナギの稚魚を輸送する水槽の中にナマズを1匹いれるという奇想天外なものです。その結果がどうなるかと申しますと、弱って死ぬウナギはほとんど無くなったそうです。ウナギを食べようとするナマズから逃げ惑うのに夢中な稚魚たちは、泳ぎ回っているうちに元気に日本に到着するという次第・・・。

結局、ナマズに捕食される稚魚は二割程度に収まり、歩止まりが向上したわけです。ナマズに襲われる危機感が稚魚の生存本能を刺激したものと思われます。「危機感」と云うと、とかく否定的な意味合いが強いですが、時には「危機感」が有効に働くこともあるようです。

最近、「危機管理」という言葉をよく耳にします。インターネットの検索サイトで調べて見ると120万件を超えるサイトがヒットします。リスクマネジメントをビジネスにしている事業者の多さにも驚きますが、それだけの需要があるということでしょう。「危機感」も時には役に立つものですから、危機管理をより有効なものにするためにも、自らの「危機感」を単なる感情や錯覚としてではなく、しっかりとした現実として認識して自らの生存本能を刺激する必要もあると思います。



< S >

# 行政書士のための個人情報保護法 Q & A <第2回>

～個人情報保護法のしくみと実務～

札幌支部 齊藤 雅紀

## 目次

B 利用目的・取得原則	1. 個人情報に関する揭示……………	19
	2. 個人情報の利用……………	20
	3. 個人情報の取得……………	21
C 第三者提供	1. 本人の同意が必要でない場合……………	23
	2. 本人の同意が必要な場合……………	25

## B 利用目的・取得原則

### 1) 個人情報に関する揭示

Q1：事務所内掲示した利用目的のなかで、顧客から一部利用目的に同意できないという申し出がありました。これを理由に依頼拒否した場合、行政書士法第11条の応召義務違反になりますか。

A1：依頼者から利用目的の一部に同意しない旨の申し出があった場合、行政書士はできるだけ依頼者の要望を尊重して対応することが望ましい。また、行政書士が最善の対応を取ったとしても当該利用目的を利用しなければ、業務への支障が明らかな場合には、その状況について依頼者に十二分に説明し、依頼者の判断を待つことになる。

「法務省が所管する事業を行なう事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン」（以下本稿では「ガイドライン」と記載する）第3条には次のように示されている。

実際に、どの程度まで具体的に（利用目的を）特定すべきかについては、例えば、会社や法人の場合には、少なくともその定款、寄付行為等に規定されている事業の内容に照らして、本人からみて、自己の個人情報がどのように利用されるかについて、合理的に予想できる程度に明確である必要がある。したがって、定款に記載されている目的程度の特定や、単に「事業用に用いるため」といった特定では、明確性に欠けるということになる。例えば、事業者が会員の氏名、住所及び電話番号を取得する場合、「会員情報の管理のため」では足りず、「会員名簿の作成及び発行、情報誌の送付並びに会議や催し物等の連絡を行なうため」であれば特定したことになる。

利用目的の特定に当たっては、利用目的の達成に必要な範囲内かどうかについて、事業者等と本人との間に食い違いが生じることがないように、明確性の程度に留意する必要があるが、明確性の程度については、事業の種類や性格、取り扱う個人情報の性質等により異なってくるため、事業者団体等において、ガイドライン等によりその標準を示すことも一つの方法と考えられる。

利用目的は一つである必要はなく、複数の場合もあり得るが、あまりに多数の利用目的を特定することは、分かりやすさの点から注意する必要がある。

なお、利用目的は、事業者等の事業の範囲内の利用であることが一般に明らかなものであるべきことは言うまでもない。

Q 2：個人データが取り扱われる業務を委託する場合、委託先の事業者名や委託先の責任者の氏名等を公表する必要がありますか。

A 2：委託する業務の内容により、依頼者等の関心が高ければ、公証人、弁護士、弁理士、司法書士、税理士、社労士等の委託先の事業者名を委託業務とあわせて公表することもありえる。なお、委託先の事業者の担当者名、責任者名等については、当該本人の個人情報であり、それらを公表等する場合は、本人の同意を得る必要がある。行政書士事務所でみられる個人情報には、依頼者及びその家族だけではなく、従業員や委託業者等に関する情報も含まれるので細心の注意が必要である。

Q 3：依頼申込書等に記載してもらう個人情報については、取得の状況からみて、利用目的の明示は必要ないと考えていますが、間違っていますか。

A 3：報酬請求などの諸手続きのお知らせ等、通常の業務に利用するのは問題ないが、継続サービスの運用や事務所よりのお知らせやメールマガジン発行管理などの業務等の申し込み内容の確認以外の目的で利用することがあれば、その旨を個人情報の利用目的として、依頼申込書等に明示するか、事務所内掲示に明示しておく必要がある。それなくして、利用はできない。

## 2) 個人情報の利用

Q 1：事務所の法人化その他の事由で、他の行政書士から事業を継承することによって取得した個人情報を利用して、継続サービスの運用や事務所よりのお知らせを伝えるDMを出すのは問題ありませんか。

A 1：継承前の利用目的の範囲内ならば問題はない。「ガイドライン」第5条第2項の説明には、「合併や営業譲渡等により、事業者等が他の事業者等から個人情報を取得した場合は、あくまで継承前に特定されていた利用目的の範囲内で個人情報を取り扱うべきことを規定している。事業を継承したとはいえ、継承前に許容されていなかった利用を継承後の事業者等に認めると、本人に不測の損害を与えるおそれがあるためである」とある。

Q 2：行政書士損害賠償責任保険にかかわる事故について、行政書士会、保険会社への相談や届出を行なう場合も事務所内掲示があればいいですか。

A 2：その旨、事務所内掲示により明示することが望まれる。

Q 3：出入国管理及び難民移民法に基づく入国警備官からの違反調査についての照会に対し、本人の同意を得ずに協力してもいいですか。

A 3：例外的に目的外の取り扱いが認められる。国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、本人の同意を得ずに協力しても

よい。その他には、犯罪捜査に協力するために、任意に個人情報を提供する場合も同様である。

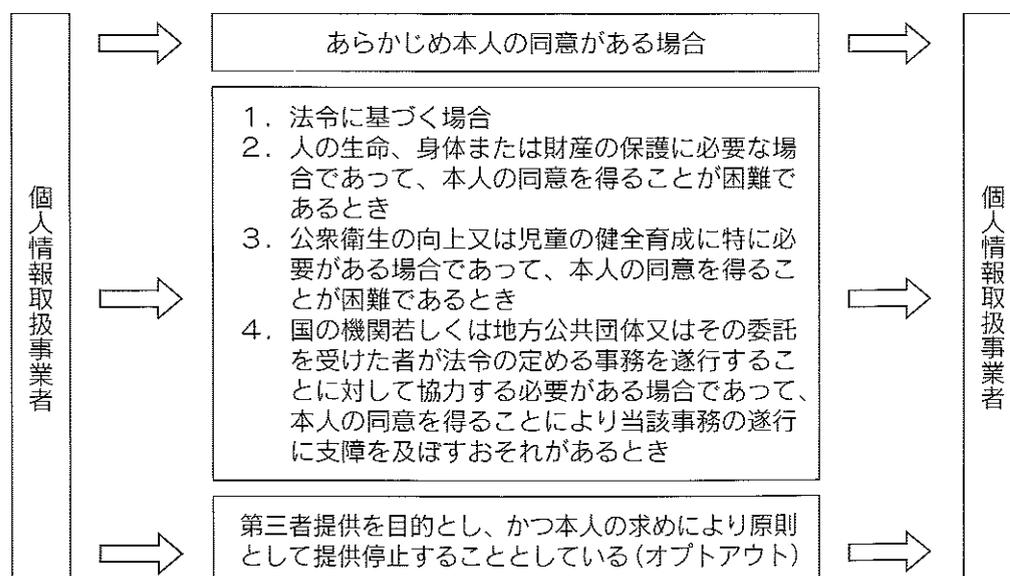
この他にも「ガイドライン」第5条第3項では例外的に目的外の取り扱いが認められる場合を規定し、解説では次の諸ケースを例示している。

①法令に基づく場合で、税務署長に対する支払調書等の提出（所得税法第225条第1項）、裁判所による文書提出命令（民事訴訟法第223条）、裁判所による調査の委託（民事訴訟法第186条）及び文書送付の囑託（同法第226条）。ただし、囑託等に応じる公共的利益と応じないことにより保護される利益とを比較衡量して、前者が優越する場合に該当する。

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。例えば、災害、事故又は犯罪等の危険から生命、身体又は財産を保護するために個人情報の利用が必要な場合。

③公衆衛生の向上または又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。例えば、児童の健全な育成のため、学校、児童相談所、保護観察所及び保護司等の関係者が当該児童の情報交換を行なう場合。なお、この場合でも、個々の事案に応じて取り扱う情報の範囲や提供先に留意する必要がある。

#### 個人データの第三者提供



### 3) 個人情報の取得

Q1：行政書士として、してはいけない個人情報の取得には何がありますか。

A1：個人情報の取得は、行政書士が個人情報を取り扱う最初の場面であり、この段階で不必要な情報の取得が行なわれないようにするため、個人情報を取得する場合は、適法かつ適正な手段により取得する必要がある。したがって、犯罪行為に該当するような違法な手段により個人情報を取得することはもとより、本人に対して利用目的を隠したり、偽ったり、誤解させたりすることにより個人

情報を取得することも許されない。また、第三者への提供制限に違反して個人情報を提供している事業者等から事実を知りつつ取得することも不正な取得に当たる。

Q2：利用目的の公表・通知の意義を教えてください。

A2：行政書士は、あらかじめ利用目的を公表しておくか、取得後に速やかに利用目的を本人に通知するか、通知に代えて公表するのがよい。本人が利用目的を知ること、自己の個人情報が利用されることに対して必要な注意を払うことができ、その後に本人が適切な対応を可能にするきっかけになることや、本人の不安感の緩和にも資することになるからである。

Q3：行政書士が個人情報を利用する目的にはどんなものがありますか。

A3：契約の締結やホームページの画面での申込み、アンケートへの回答等により、書面で本人から直接個人情報を取得する場合には、利用目的を本人に通知することが困難ではないため、原則として、行政書士は取得前に本人に対して、その利用目的を本人が明確に認識できるように示す必要がある。例えば、「行政書士法に基づく権利義務または事実証明に関する書類の作成」、「行政書士が官公署に提出する書類を提出する手続について代理すること」、「行政書士が作成することができる契約その他の書類を代理人として作成すること」、「行政書士が作成することができる書類の作成について相談を受けること」等である。

Q4：利用目的の通知手段として最善のものは何ですか。

A4：「通知」の具体的な例としては、文書を郵送する場合、対面若しくは電話での口頭による場合、電子メール又はファクシミリを送信する場合等が考えられる。「公表」は、一般人ならば誰でも、利用目的を知ろうと思えば知ることができるようにしておくことが求められ、その具体例としては、ホームページへの掲載、パンフレットの配布、事業所の窓口等における書面の掲示等が考えられるが、本人への周知としては「通知」の方が確実性が高いため、できるだけ「通知」を行なうことが望ましい。

Q5：利用目的を追加訂正したいのですが、どうしたらいいですか。

A5：「ガイドライン」第3条第2項において、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲でのみ変更し得る旨規定しているが、同第4条第4項では、その範囲内で変更する場合には、変更された利用目的について、本人への通知又は公表を求めている。

## C 利用目的・取得原則

### 1) 本人の同意が必要でない場合

Q1：行政書士事務所が税務調査を受け、業務記録の開示が求められましたが、依頼者の個人情報に記載されているので、守秘義務を理由に拒否しようと思います。それとも依頼者の同意を得ないで開示する義務がありますか。

A1：地方税法第72条63の他、税務調査における質問検査権の行使による調査には、検査拒否・不答弁等についての罰則の定め（同法第72条64）があるため、当該調査は間接強制捜査と性格付けされている。よって、税務調査での資料提出は任意協力ではない。質問検査権の行使として照会を受けた場合は、依頼者本人の同意を得ることなく、記録等を開示する義務がある。

（参照：所得税法第234条、法人税法第153条、相続税法第60条等）

Q2：個人情報の第三者提供の取り扱いについて、イ) 裁判所の令状、ロ) 警察等の捜査機関の照会、ハ) 弁護士会からの照会にはどう対処するといいいのでしょうか。

A2：イ) 裁判所の令状に基づく場合は、強制力とともに回答が義務付けられている。よって、本人の同意を得る必要ない。

ロ) 令状による捜査ではない、警察等の捜査機関の照会の場合は、刑事訴訟法第197条第2項の任意協力に当たる。よって、行政書士事務所としては、取調べ等が行なわれた場合、依頼者の個人情報保護と警察への協力を勘案して判断する必要がある。もし、本人の同意を得ないで個人情報を提出しても、この場合は個人情報保護法違反とならないが、当該依頼者からは民法に基づく損害賠償請求を求められる可能性がある。

（参照：民法第709条・第715条）

ハ) 弁護士は、弁護士法に基づき、受任している事件に関して、所属する弁護士会を通じて公務所または公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。よって、弁護士会への回答は、「法令に基づく場合」に相当し、本人の同意なしで、個人データの第三者提供ができる。しかしながら、刑事訴訟法第197条第2項同様、回答の可否は事例ごとの判断が必要となる。

Q3：依頼者を紹介された公証人、弁護士、弁理士、司法書士、税理士、社労士等の委託元に依頼者の氏名の入ったお礼状を葉書で出していますが、法に触れますか。

A3：依頼者の了解を得るか、紹介元に業務経過や結果を知らせることを掲示しておく必要がある。

Q4：第三者に該当する者とししない者ものを教えてください。

A4：「第三者」とは、個人データを提供しようとする事業者及び当該個人データに係る本人のいずれにも該当しない者をいい、自然人、法人その他の団体を問わない。ただし、次の者は「第三者」に該当しない。個人データを受け取る相手方を「第三者」に該当しない者として、「ガイドライン」第12条第2項から次の三つの類型が規定される。

①行政書士が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委

託する場合については、行政書士自身による取扱いであるとみることとして、受託者は、第三者に該当しない。具体的な例としては、データの入力など、情報処理を委託するために個人データを提供する場合などが挙げられる。

②合併や営業譲渡、分社化等に伴って顧客情報等の個人データが提供される場合。

③個人データを一定の手続の下で、特定の者との間で共同利用する場合は、その特定の者との間で個人データを提供しあうに当たって、あらかじめ本人の同意を得る必要はない。この場合、次の事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においておく必要がある。

◎特定の者と共同で利用すること

◎共同で利用される個人データの項目

◎共同して利用する者の範囲（共同利用者の範囲が明確であれば個別列挙までは要しないが、単に「〇〇グループ」と記載するのみでは、一般人に共同利用者の範囲が明確であるとはいえない）

◎利用する者の利用目的

◎当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称（当該個人データに係る苦情処理の責任を負い、個人データの内容等について、共同で利用する者の中で第一次的に開示、訂正等、利用停止等を行なう権限を付与されている者をいい、複数であっても差し支えない）

Q5：共同利用の際の留意点は何ですか。

A5：「ガイドライン」第12条第3項では、共同利用の場合の利用目的、管理に関する責任者に関する変更手続については、共同利用を始めるときと同様、変更する前に、その内容を本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態に置くことを規定している。「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が知ろうと思った時点で、通常の実力の範囲内で知り得るといふことが必要であり、単に一時的に公表すればよいというものではなく、公表が継続的に行なわれている状態をいうものであり、具体的には、①インターネットのホームページに継続的に掲載すること、②事務所の窓口等への掲示・備付け、③パンフレットへの掲載・配布などの方法が該当する。「容易に」としているのは、事業者等から、主体的に本人に対して、個人データの利用目的に関する情報を提供することに力点を置いたものであり、事業者等が電話で本人からの問い合わせに回答する場合は含まれない。

Q6：依頼者の個人情報を第三者に提供することを告知する事務所内掲示板を作りたいのですが、本人の同意を得るに当たり最低限掲示しておく必要があるのは何ですか。

A6：個人データの第三者への提供は、原則として利用目的の範囲内で行なうべきことは言うまでもないが、個人データの第三者への提供については、個人データを提供された本人からみれば、自分が知らないうちに第三者に情報が提供されると、本人に不測の損害をもたらす危険性が大きいことから、原則としてあらかじめ本人が同意した場合にのみ、個人データを第三者に提供できる。本人の同意を得るに当たっては、本人に対して、①個人データの提供先、②第三者に提供される個人データの種類、③第三者への提供の手段、④提供先での個人データの利用目的及び方法、の各事項について示すことが望ましい。

Q7：事務所DMやニュースレターの依頼者への発送は、受信者からの受信拒絶の連絡があるまで続けてもかまわないと聴きましたが、いかがですか。

A7：個人情報保護法第23条第2項では、本人の求めによる提供停止（オプトアウト）の仕組みについて規定している。具体的には、本人からの求めに応じてその本人に係る個人データの提供を停止することとし、かつ、その旨をあらかじめ本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態に置くという手続を採ることにより、本人の同意がなくても個人データの第三者提供が認められるものである。名簿や電話帳、カーナビのように、個人情報を第三者提供することが目的の場合には、本人の同意を受けずに第三者提供を行い、本人の求めがあった場合に、後から第三者提供を停止するという方法で、このやり方を「オプトアウト」と呼んでいる。これは、大量の個人データを広く一般に提供する事業者等を念頭に置いた規定といわれるが、個人データの保護のためにはできる限り例外を少なくすべきで、行政書士業務の実情にかんがみ、オプトアウトの立場をとらないことが望ましい。

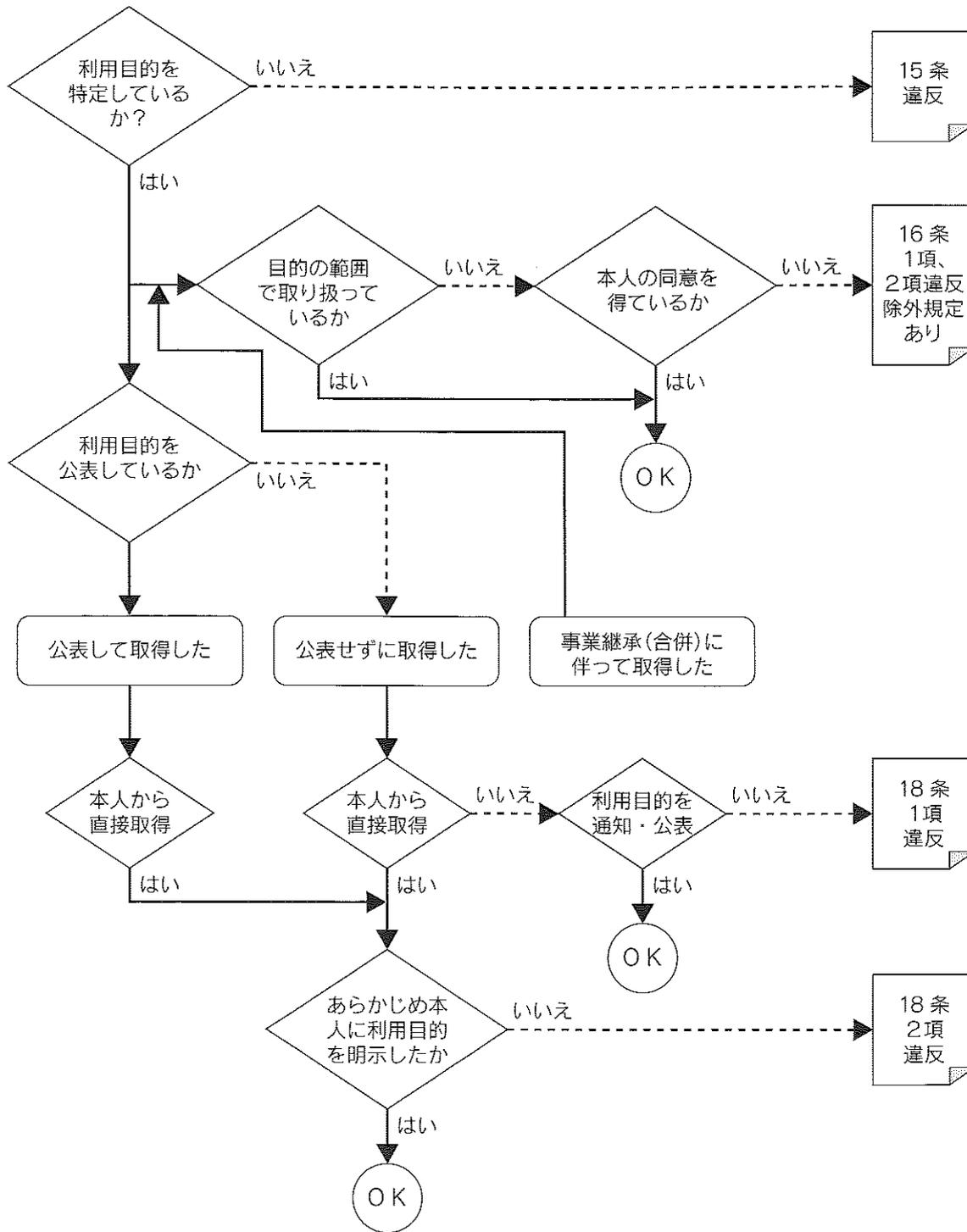
## 2) 本人の同意が必要な場合

Q1：任意会や勉強会等で事例等を発表する場合、匿名にするならば個人情報に該当しないとされますが、留意点があればアドバイスをお願いします。

A1：依頼者の事例を勉強会や専門誌等で発表・報告する場合は、その依頼者の氏名、生年月日、住所等を消去することで、「個人情報」が匿名化され個人情報保護法の適用を受けないと判断されるが、人口過少地域の場合や物件等の現場写真を添付する場合は、氏名がなくても特定の個人を特定できる場合があり、それらの事例等は「個人情報」に該当するから、事前に本人から同意を得る必要がある。

Q2：他の行政書士事務所から現在または過去の業務内容等について照会があった場合の適切な対応を教えてください。

A2：依頼者の同意の上での照会であることを確認したうえで、情報提供する。また、事務所内掲示で暗黙の同意を得ることも必要となる。行政書士は、業務上依頼者の雇用している労働者の個人情報を取り扱うこともあるため、厚生労働省が公表している「労働者の個人情報保護に関する行動指針」、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」等も一読しておく必要がある。



・・・ 次号に続く ・・・

# 「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」 一斉切り替え終了

標題について、職務上請求書の様式変更に伴い、会員が保管している未使用の職務上請求書を無償で差し替えしておりましたが（2冊を限度）、本年12月末をもって無償差し替えを終了し、18年1月からは有償となりますのでお知らせ致します。

なお、統一用紙は平成17年8月1日以降、新統一用紙のみの使用となっており、旧統一用紙は使用できませんのでご注意願います。

また、既に会員各位に配布済みの「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱いに関するガイドライン」及び「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書記入要領」を定め、より厳格な管理体制をとることとしております。会員におかれましては、適正な管理・使用をお願いします。

## 職務上請求書の新様式

<使用期限：2007年3月31日    サイズ：A5判    払出価格：1冊600円>

購入申込書・誓約書等の様式が変更になりましたので、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱いに関するガイドライン」の指定様式をコピーして使用願います。

## 新年賀詞交歓会の開催について

恒例になりました、賀詞交歓会の開催日時、概要につき決定致しましたのでお知らせします。今回は3部構成で、第1部では平成18年度に商法から会社法へ大改正される年であり、我々、行政書士に対し、市民及び法人から確かな実務家としての力量が求められています。この負託に応えるべく、第一線の講師をお招きし、「新会社法」の実務研修会を実施します。第2部では「行政書士業務の拡大」と題して、パネルディスカッション形式による座談会を実施します。第3部では北海道選出国會議員、道議會議員、官公庁関係、関連諸団体をお招きし賀詞交歓とする企画となっております。

会員の皆様におかれましては、お誘いの上3部全てにご出席を頂きますよう、お願い申し上げます。

開催日時：平成18年1月27日（金曜日）

開催場所：ホテル札幌ガーデンパレス

札幌市中央区北1条西6丁目 TEL 011-261-5311

内 容：（1）業務研修会（新会社法）

13:00～15:30

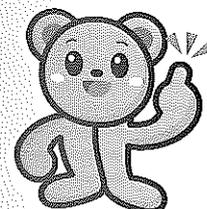
（2）新春記念座談会

15:45～17:10

（3）新年賀詞交歓会

17:30～19:30

※詳細については、平成18年会報新年号にてお知らせして、参加申込みをいただくことにしております。





## 設問

近時、法律婚によらない様々な「パートナーシップ関係」が存在するようですが、そういった関係を解消する場合、不法行為に基づく慰謝料の発生が問題になることはあるのでしょうか？具体的な事案があればお聞きしたいのですが。

## 回答

社会的事実として夫婦共同生活体の実質を備えつつも、婚姻の届出を欠いているという「内縁」関係では、内縁の不当破棄として損害賠償請求が認められるケースがあります。しかし現在では、そもそも婚姻に準ずる実体すら十分に備えていない男女関係が見受けられます。そんな中、次のような事案がありました。少々長くなりますが、事実関係を把握して頂くために事案の概要を説明いたします。

男性Xと女性Yとは、Yが大学4年生であった昭和60年11月に結婚相談所を通じて知り合い、その1か月後には婚約していたものの、翌年3月婚約を解消した。婚約を解消するに際しては、結婚する旨の報告をしていた関係者に対し、X Y連名で婚約を解消する旨の書状を発送し、その書状には「お互いにとって大切な人であることにはかわりはないため、スプーンの冷めないぐらいの近距離に住み、特別の他人として、親交を深めることに決めました」との記載がなされた。

Xは昭和61年4月、東京都内のYの家の近くに引っ越し、双方が互いの家を行き来するようになった。そして平成2年4月にXが都内別区に転居してからも、XがY宅に泊まってY宅から出勤するということもあった。ただしXとYは、その住居は別々であって同居をしたことはなく、合鍵を持ち合うことも、XがY宅に泊まったときに一緒に食事をすることもなく、また、生計も全く別で、それぞれが自己の生計の維持管理をしており、共有する財産もなかった。

Yは出産には消極的であったが、Xが子供を持つことを強く望んだため、Xが出産に関する費用及び子供の養育について全面的に責任を持つという約束をした上で、Yは平成元年6月6日、Xとの間の長女を出産した。XとYは長女の出産に際しては、子供が法律上不利益を受けることがないようにとの配慮等から、その出生の日に婚姻の届出をし、同年9月26日に協議離婚の届出をした。またYは上記の約束に基づき、妊娠及び出産の際の通院費、医療関係費及び雑費等をXに請求して受領したほか、Xの親からも出産費用等として約650万円を受け取った。

さらに長女は出生後、静岡県に住んでいたXの母に引き取られて養育され、Yがその養育に関わることはなかった。その後、長女はXの母と共に東京都内に転居し、Xの母と2人で暮らしていた。

その後Yは平成5年2月10日、Xとの間の長男を出産した。長男の出産に先立ち、Yが生まれてくる子供の養育の負担により自分の仕事が犠牲にならないようにするため、子供の養育の放棄を要望したことから、XとYとは、平成4年11月17日、「Y及びその家族が出産後の子供の養育についての労力的、経済的な負担等の一切の負担を免れることをXは保障すること、YはXが決定する子供の養育内容について一切異議を申し立てないこと」等の取決めを行い、その取決めを記載した書面に公証人の確定日付を受けた。またYは長男の出産の際にも、Xから相当額の出産費用等を受け取っており、両者は、長女の場合と同様の配慮から、長男の出生の届出をした日に婚姻の届出をし、同月中に協議離婚の届出をした。

長男はXに引き取られたが、Xの判断で施設に預けられた。長男はその施設で養育され、

Yがその養育にかかわることは全くなかった。その後長男は、平成14年3月、Xの下に引き取られた。

長男の出産の前後において、XとYとの関係が悪化し、出産後、両者は半年間ほど絶交状態にあったが、その後関係が修復し、一緒に旅行をするなどしていた。またXは、Yがアパートを借りるに際して連帯保証人となることもあった。

他方A女は、Xの勤務先でアルバイトをしていたが、平成12年ころXと知り合い、思いを寄せるようになった。Aは、上記アルバイトを辞めた後も、Xとの交際を続けた。平成13年4月、AはXと話し合いの上、XとYの間に2人の子供がいることを理解した上で、Xとの結婚を決意した。

XとYとは、同年5月の連休に、一緒に京都旅行に行くことにしていたが、Xがこれをキャンセルし、Yは1人で旅行に出かけた。Xは、京都旅行から帰ってきたYに対し、今後は今までのような関係を持つことはできない旨等を記載した手紙を手渡すとともに、他の女性と結婚する旨を告げ、Yとの関係を解消した。そしてXとAは、同年7月、婚姻の届出をした。

本件は、YがXに対し、Xが突然かつ一方的に両者の間の「パートナーシップ関係」の解消を通告し、Aと婚姻したことが不法行為に当たると主張して、これによってYが被った精神的損害の賠償を求めた事案です。この事案について、最高裁平成16年11月18日第一小法廷判決では次のように判示し、Yからの慰謝料請求を認めませんでした。

①XとYとの関係は、昭和60年から平成13年に至るまでの約16年間にわたるものであり、両者の間には2人の子供が生まれ、時には、仕事の面で相互に協力をしたり、一緒に旅行をすることもあった。しかしながら、②上記の期間中、両者は、その住居を異にしており、共同生活をしたことは全くなく、それぞれが自己の生計を維持管理しており、共有する財産もなかったこと、③YはXとの間に2人の子供を出産したが、子供の養育の負担を免れたいとのYの要望に基づく両者の事前の取決め等に従い、Yは2人の子供の養育には一切かかわりを持っていないこと、そして、Yは出産の際には、X側から出産費用等として相当額の金員をその都度受領していること、④XとYは、出産の際に婚姻の届出をし、出産後に協議離婚の届出をすることを繰り返しているが、これは、生まれてくる子供が法律上不利を受けることがないようにとの配慮等によるものであって、昭和61年3月に両者が婚約を解消して以降、両者の間に民法所定の婚姻をする旨の意思の合致が存したことはなく、かえって、両者は意図的に婚姻を回避していること、⑤XとYとの間において、上記の関係に関し、その一方が相手方に無断で相手方以外の者と婚姻をするなどして上記の関係から離脱してはならない旨の関係存続に関する合意がされた形跡はないことが明らかである。

以上の諸点に照らすと、XとYとの間の上記関係については、婚姻及びこれに準ずるものと同様の存続の保障を認める余地がないことはもとより、上記関係の存続に関し、XがYに対して何らかの法的な義務を負うものと解することはできず、Yが上記関係の存続に関する法的な権利ないし利益を有するものとはいえない。そうすると、Xが長年続いたYとの上記関係を前記のような方法で突然かつ一方的に解消し、他の女性と婚姻するに至ったことについてYが不満を抱くことは理解し得ないではないが、Xの上記行為をもって、慰謝料請求権の発生を肯認し得る不法行為と評価することはできないものというべきである。

# 故 木嶋正毅支部長を偲んで

根室支部 支部長代行 秋山 登



突然の出来事で支部会員は今でも信じられない思いでいっぱいです。マドロスパイプをご愛用され、大きな笑みで、何処で会っても気楽に声を掛けていただいた木嶋先生でした。

先生は、根室支部の副支部長を永年に亘り勤められ、歴代の支部長を補佐し、支部運営にご尽力いただきました。本年4月羅臼町での支部総会にご出席され、総会で富樫前支部長が健康上の理由から辞任された後、役員改選で支部長に就任されたばかりで、平成17年度の支部事業方針も決めていただき、新年度の支部活動事業がスタートしたところでした。また、第1回の支部業務研修会の講師も快く引き受けていただき、会員一同、研修会の開催を心待ちにしておりました。

先生は、支部会員から好感を持たれ、また、支部のリーダー格存在で尊敬されておられました。「良いことはどんなことでも積極的に努力を惜みず、不可能なことははっきりと断る。」という言いにくいことをもズバリ口にする性格でしたが、心に邪気が無いので、サラリとした感じで誰彼無く付き合える魅力がありました。

告別式での地元友人の弔辞の中で、「街の法律家が居なくなって困った。」とあり、支部としてもできるだけ早い時期に後任の行政書士が登録されることを願っています。

当支部では、今のところ支部長不在ではありますが、残任期間を副支部長が代行し、支部の運営をしまいにします。本会における理事職、企画開発部委員職につきましては、当分の間欠員となり関係各位にご迷惑をお掛けすることとなりますが、支部事情をご理解いただきたくお願い申し上げます。

最後になりますが、木嶋先生のお残しになられた業績・人柄に心より感謝し、及ばずながら少しでもより近づけてまいりたいと思っています。

ご冥福をお祈り致します。

## ■ お知らせ ■

以下の公証人が平成17年10月1日より電磁的記録に関する事務（電子定款認証）に対応いたしました。

★大通公証役場 安齋 隆 公証人

札幌市中央区南1条西10-4-167 小六第一ビル6階

Tel. 011-272-2565 FAX. 011-272-4865

★函館合同公証役場 西田 幸示 公証人

函館市若松町15-7-51 函館北洋ビル5階

Tel. 0138-22-5661 FAX. 0138-22-5661

# 新入会員の受入れに関するアンケート調査結果

平成 17 年 10 月 28 日  
総務部部長 江谷 清和

行政書士法の一部改正（平成 15 年 7 月 法律第 131 号）により、行政書士は①個人開業行政書士、②個人開業行政書士の使用人である行政書士、③行政書士法人の社員若しくは使用人である行政書士に区分されることとなりました。

この法改正を受けて、「行政書士（個人・法人）事務所への雇用の紹介制度」、「新入会員の短期間研修紹介制度」につき、会員各位のお考えを広く収集する目的で、9月の会報にてアンケートを実施いたしましたところ、多くの会員のご協力を得ることができました。

会員皆様のご意見をもとに、今後の事業運営における参考資料として活用し、特に若手新入会員へのサービスに活かしてゆく所存です。

なお、アンケート調査にあたり、ご協力を頂き厚く御礼を申し上げます。

Q1 行政書士雇用紹介制度

調査項目	回答数
必要である	145 (64.4%)
必要でない	71 (31.6%)
無回答	9 (4%)
計	225 (100%)

Q2 新入会員の研修を  
目的とする行政書士の受入

調査項目	回答数
体制化にある	15 (6.7%)
体制化ではない	203 (90.2%)
無回答	7 (3.1%)
計	225 (100%)

※アンケート調査総計 225件 (回収率15.4%)

## 電話無料相談会を開催しました

平成 17 年 10 月 4 日北海道行政書士会事務局において、電話による無料相談会を実施しました。  
相談件数 7 件（定款変更 1、契約・解約 3、離婚 1、相続 1、登記 1）が寄せられました。

### ショートコラム・2

最近、社会では「フリーター」という言葉が広く浸透している。

この「フリーター」という言葉はどのような意味を持っているのであろうか？調べてみると、語源は、フリー（時間の自由なという意味）と、ドイツ語で労働を意味し、日本語では非正規雇用を意味するアルバイトと、「～する人」という -er をつけた和製英語風の造語であり、1987 年に「フロムエー」（リクルート社のアルバイト情報誌）の編集長であった道下裕史によって生み出された言葉で、1980 年代後半のバブル経済の時期に、ミュージシャンや作家になるという夢を持ちながら、日々の生活はアルバイトでつなぐという若者に対して、「プータロー」と侮蔑するのではなく、人生を真剣に考える若者として応援したいという意味からフリーターという言葉が生まれたという。

しかし、よくよく考えてみると現代社会で使われている「フリーター」の意味は、元々の意味とはかけ離れているような気がするが、いかがなものだろうか？

< T >

# 研修会報告

高度情報対応委員会副委員長 中鉢敦雄

平成 17 年 10 月 21 日 (金) 函館において、函館合同公証役場西田幸示公証人にご臨席をいただき、下記の内容で「行政書士用電子証明書取得支援研修会」を開催しました。

## 記

「タイプ 1-G 証明書について」 13:30 ~ 15:30

日本商工会議所 情報推進部ビジネス認証局  
電子認証普及調査役 坂本 博則氏

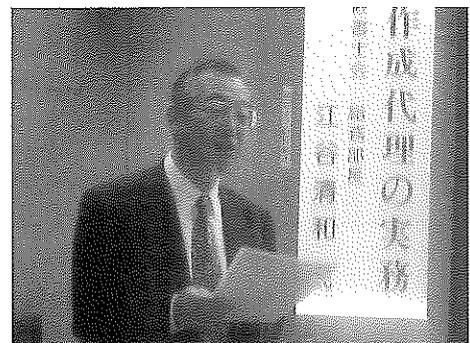
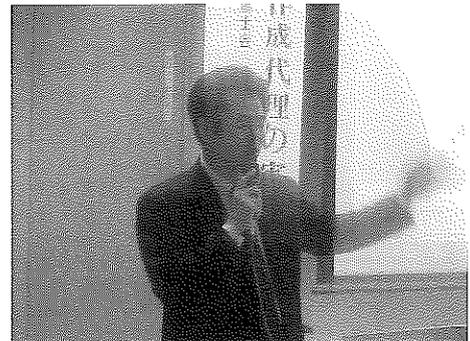
「電子定款作成代理の実務」 15:30 ~ 17:00

北海道行政書士会  
総務部長 江谷 清和氏 (札幌支部会員)

日本商工会議所の坂本博則氏からはこれからの電子申請システム、電子入札導入スケジュール等の説明の後、個人認証システム、電子署名の仕組み、電子署名の購入方法、電子証明書のダウンロード・インポートの方法及び失効について等具体的に説明いただきました。

休憩の後、函館合同公証役場西田幸示公証人よりご挨拶及び電子公証制度の説明、料金の説明、定款作成時の注意点等説明いただき、続いて、江谷清和氏より日本行政書士会連合会の「電子定款作成代理業務」～概要編～及び「電子定款作成代理業務」～実務編～を使用し、具体的に作成業務の説明をしていただき、実際に署名をする作業を見せていただきました。

今回の研修会開催にあたっては北海道行政書士会函館支部の全面的な協力をたまわり、地方開催の研修会としては参加者 50 名というかつてない盛況な活動を行なうことができました。本誌面を借り佐藤聡函館支部長をはじめ支部の役員の方々に御礼申し上げます。



## 新事務局職員を紹介

かめい みか  
亀井 美香

平成 17 年 8 月 30 日より、事務局職員としてお世話になることになりました。  
一生懸命頑張りますので、ご指導の程、よろしくお願い致します。

# 新入会員研修会終了のご報告

研修委員長 宮元 仁

去る平成 17 年 9 月 30 日 10 月 1 日、の 2 日間にわたり札幌きょうさいサロンにて前期分を、11 月 11 日 12 日の 2 日間の後期分を、札幌市教育文化会館にて開業 3 年以内の会員を対象に約 70 名の受講者を募り業務部・研修委員会開催の研修会を開催致しました。

ここでは前期分の研修に関して報告いたします。

初日深井会長挨拶にはじまり、講義科目として「職業倫理」を篠原業務部長により「行政書士の業務執行に伴う職業倫理」と題して、過去の具体例をもとに行政書士倫理要綱の内容確認が執り行われました。

続いて「会社設立」の研修を福地研修委員を講師として執り行い、約 50 ページにわたり詳細に作成されたレジュメを元に「書くこと」を念頭においた研修講義編が展開されました。研修後半は、研修会では初の試みである、「実践対話」形式で執り行いました。

具体的には、受講者を 7 名程度のグループに分けそこに 1 名ずつ、業務部理事・研修委員を張り付かせ、その方が依頼者として受講者に設立の依頼をするという形式をとりました。最低限の解答は最後に講師より説明致しましたが、グループにより様々な特色ある会社が誕生しました。ここでは実際に依頼者と「対話」する方法の研修として、グループで解決しあい講師はアドバイザーに専念という、受講者主体の実践が身につく研修会をめざしました。

10 月 1 日は函館支部船木会員による、「民事（契約・解約）」の研修を「契約総論」と称して行政書士であるならば不可欠の契約に関する書類の作成「書くこと」を主として講義を行いました。また、後半の「実践対話」においては、不動産売買契約書を実際にグループで作成し、またグループで討議する形式を取り、ただ書式に沿って作成するだけではない、書類作成のプロを意識した実践対話研修となりました。



福地研修委員



船木会員



実践対話の様子

ちょっと一服



## 或 経営者 曰 <ある けいえいしゃ いわく> No.3

以下にご紹介する言葉は、私が様々な経営者の方から見聞きした発言の中で特に印象に残ったものであります。一字一句を引用したのではなく、私なりの解釈で表現した部分が多分に含まれる点をご容赦下さい。

- ・「商売には志が必要と言われますが、志と野望は違うものです。志というのは、自分の損得ではなく、他者が必要とするもの・他者のためになることを実現するという考えでなければなりません。志ある経営は、必ず発展します。」
- ・「人は利害によって動く面と、利害だけでは動かない面がある。いわゆる勘定と感情のかみ合わせを考えることが大事ではないでしょうか。」

(M 井)

# 総合法学講座開催について

研修委員会

先だって皆様にご案内させていただきました総合法学講座が、今月19日曾野裕夫北海道大学教授講師による民法（財産法）を皮切りに開催致しております。

特に民法の身分法に関連するコースは申し込み開始当日に受講者が定員となり、受講できなかった会員の皆様にはご迷惑をおかけ致しております。

次年度以降はより早い時期に開催する予定であります。つきましては今後会員皆様の研修を受けるための利便性等を研修委員会としてより追求し、実施とその効果・有効性に関しましても検討してゆく所存です。

また案内にも提示いたしましたが何分この研修は当会初の開催形態でありますので会員皆様のさらなるご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

（総合法学講座のご案内の中で民事特別法1（消費者契約法）の講師が経済産業省専門官となっておりましたが札幌弁護士会会員の誤りでした。訂正、お詫び申し上げます。民法1総則・物権は瀨川北大法科大学院長の調整にて小樽商大からの講師派遣となります。）

—今後の総合法学講座日程と講師予定—

（講師に関しては予告無く変更する場合があります。）

日時	コース	科目	講師予定
17/12/10	B	民法2 身分法（親族）	鈴木一嗣弁護士
	B	民事特別法2（借地借家法）	同 上
18/01/21	A	民法1 財産法（債権総論）	吉川吉樹北大助教授
	A	民事特別法1（消費者契約法）	鈴木一嗣弁護士
18/02/18	B	民法2 身分法（相続）	同 上
	B	著作権法	吉田広志北大助教授
18/02/25	C	企業法務全般	道野真弘小樽商大助教授
	C	刑法1（総論）	一原亜貴子小樽商大助教授
18/03/04	C	企業法1（会社の成立）	道野真弘小樽商大助教授
	C	企業法2（会社の変更再編）	同 上
18/03/11	A	民法1（総則）	林誠司小樽商大助教授
	A	民法1（物権）	遠山純弘小樽商大助教授
18/03/25	C	行政不服審査法・事件訴訟法	人見剛北大教授
	C	刑法1（財産犯）	和田俊憲北大助教授
18/04/08	B	民事訴訟法（概論・訴訟手続）	尾崎英雄弁護士
	B	民事執行法（総論・強制執行）	同 上
18/04/22	C	刑法2（財産犯以外）	深町晋也北大助教授
	C	刑法3（経済特別刑法）	鈴木一嗣弁護士

# 新入会員 NewFace



なかむら ねちか  
**中村 宗陸** 昭和43年3月2日生  
 札幌支部 平成17年8月15日入会  
 事務所 札幌市中央区大通西17丁目2番地5  
 TEL 011-611-4381  
 FAX 011-612-5374

〈コメント〉  
 行政書士として日々研鑽し、地域社会に密着した法律業務を行っていきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。



ながい しゅんいち  
**永井 俊一** 昭和27年9月10日生  
 札幌支部 平成17年8月15日入会  
 事務所 札幌市中央区南1条西13丁目317番地3  
 フナコシヤ南1条ビル4階  
 TEL 011-221-3438  
 FAX 011-221-3005

〈コメント〉



ごとう しゅうそう  
**後藤 正藏** 昭和19年6月6日生  
 札幌支部 平成17年9月1日入会  
 事務所 札幌市中央区北2条西10丁目  
 植物園グランドハイツ西202号  
 TEL 011-222-2388  
 FAX 011-271-7358

〈コメント〉  
 これまでの仕事(税理士)に行政書士の資格(登録)が加わり、内容の濃い仕事ができると張り切っております。



ささき ゆたか  
**佐々木 豊** 昭和17年2月27日生  
 札幌支部 平成17年9月1日入会  
 事務所 札幌市西区発寒5条8丁目13番24-1003号  
 TEL 011-667-7237  
 FAX 011-667-7237

〈コメント〉  
 9月1日付けで入会させていただきました。これから種々勉強したいと思っております。よろしくお願いいたします。



おおたけ すずむ  
**大竹 進** 昭和26年9月28日生  
 札幌支部 平成17年9月1日入会  
 事務所 札幌市中央区南18条西8丁目1番22号  
 ニュー神田マンション601号  
 TEL 011-827-6630  
 FAX 011-827-6630

〈コメント〉  
 横浜から転居して参りました。北海道出身ですが、札幌は初めてです。よろしくご指導下さい。



わたなべ ひろし  
**渡邊 浩** 昭和20年12月13日生  
 札幌支部 平成17年9月1日入会  
 事務所 札幌市南区澄川6条10丁目10番6号  
 TEL 011-583-0438  
 FAX 011-583-0438

〈コメント〉  
 いよいよ冬仕度の時期となり何かと御多忙のことと思います。現在は会社勤務なので、本格的なスタートに向け勉強中です。よろしくお願い致します。



たに よういち  
**谷田 陽一** 昭和19年1月17日生  
 十勝支部 平成17年9月1日入会  
 事務所 河西郡芽室町東3条南2丁目6番地7  
 TEL 0155-62-5425  
 FAX 0155-62-5425

〈コメント〉  
 組織人から自由であるが、自己責任完遂の開業。未知なる世界での可能性に、行政経験が生かされるか鼓舞奮闘しております。



みぐち やすのり  
**美口 恭範** 昭和40年1月22日生  
 札幌支部 平成17年9月1日入会  
 事務所 札幌市北区北35条西10丁目3番10号  
 TEL 011-726-0064

〈コメント〉



ささき かつひろ  
**佐々木 克浩** 昭和17年9月9日生  
 札幌支部 平成17年9月1日入会  
 事務所 札幌市北区篠路2条2丁目1番7号  
 TEL 090-6268-6644  
 FAX 011-774-4332

〈コメント〉  
 いままで係わった、小規模事業者(所)支援の経験を生かした仕事で、社会のお役に立ちたいと考えています。福祉事業に関係する業務も取り入れる予定です。皆様の、ご支援をよろしくお願い致します。



さとう やすひろ  
**佐藤 康浩** 昭和35年11月14日生  
 釧路支部 平成17年9月1日入会  
 事務所 釧路市春採4丁目25番11号  
 TEL 0154-64-9300  
 FAX 0154-41-9311

〈コメント〉  
 卸し業関係の会社で営業を10年やってきました。メーカーとお客の間ですべった、ころんだと結構大変でしたが、これからの仕事に役立てることも多々あるのではないかと考えています。



みつあき しょうけん  
**三國 昭彦** 昭和46年7月21日生  
 札幌支部 平成17年9月1日入会  
 事務所 札幌市中央区北3条西21丁目1番  
 20-210号  
 TEL 011-301-1512  
 FAX 011-631-1512

〈コメント〉  
 積極的に研修会等に参加させていただき知識を取得し、様々な業務に挑戦していきたいです。よろしくお願い致します。



むらた しょうしゅん  
**村田 壽春** 昭和25年10月7日生  
 札幌支部 平成17年9月1日入会  
 事務所 札幌市北区北9条西4丁目7番地4  
 エルムビル10階  
 TEL 011-707-5634  
 FAX 011-707-1082

〈コメント〉

# NewFace 新入会員



<sup>きだ</sup> <sup>あきこ</sup>  
**木田 晶子** 昭和50年1月12日生

札幌支部 平成17年9月1日入会  
事務所 札幌市中央区北2条西13丁目1番14  
エイケービル3階  
TEL 011-219-5254  
FAX 011-219-5254

〈コメント〉

介護上事務で培った依頼者への気配りと迅速な対応を常に心掛け、学習を怠らず、行政書士として邁進していく所存ですので宜しくお願い致します。



<sup>ますやま</sup> <sup>まさみち</sup>  
**増山 政道** 大正14年10月5日生

札幌支部 平成17年9月1日入会  
事務所 札幌市東区北42条東4丁目1番1-306号  
TEL 011-733-7718  
FAX 011-733-7890

〈コメント〉

私は80才を過ぎましたが、人事を尽くして天命を待つ心構えで頑張っていく積りです。終戦が長引いたら、私も特攻隊の一員として此の世に生きて居なかったかも知れず、今后命運尽きる迄最善の努力を払って生きて行く所存です。宜敷しく



<sup>みかみ</sup> <sup>みのる</sup>  
**三上 實** 昭和17年8月16日生

旭川支部 平成17年10月2日入会  
事務所 上川郡鷹栖町南1条4丁目2番5号  
TEL 0166-87-3834  
FAX 0166-87-3834

〈コメント〉

この夏に、28年余の仕事をしてきた妻が亡くなり後を引き継いでの開業です。妻が得てきた信頼を落すまいと決意しています。



<sup>てらやま</sup> <sup>せいいち</sup>  
**寺山 征一** 昭和19年4月10日生

札幌支部 平成17年10月2日入会  
事務所 札幌市中央区南4条西8丁目4番1号  
佐藤ビル2階  
TEL 011-531-7651  
FAX 011-531-7653

〈コメント〉

本年3月定年退職後5月に税理士登録、今度行政書士登録。先輩諸氏先生のご指導を仰ぎながら努力いたします。



<sup>ささき</sup> <sup>ひでと</sup>  
**佐々木 英人** 昭和51年8月31日生

札幌支部 平成17年10月2日入会  
事務所 札幌市豊平区福住2条8丁目8番28号  
TEL 011-852-8466  
FAX 011-852-8466

〈コメント〉

平成17年10月より、佐々木英人行政書士法務事務所として行政書士業を開始しました、佐々木英人です。多くの行政書士の方々には自分の専門分野を開拓して業を行っているものと思います。自分も様々な業を通して自分の専門分野をみつけ、第一線で活躍できるよう努力していきたいと思っています。



<sup>まつうら</sup> <sup>せいいち</sup>  
**松浦 清一** 大正15年7月1日生

十勝支部 平成17年10月2日入会  
事務所 帯広市西1条南5丁目15番地  
TEL 0155-27-1672  
FAX 0155-23-3636

〈コメント〉

顧客の要請が様々であり、次第に高度で広い知識と努力が必要となる。高令ながら、只、前進あるのみと頑張っていく積りです。ご指導を乞う。



<sup>ふじた</sup> <sup>りょうじ</sup>  
**藤田 隆治** 昭和48年1月22日生

札幌支部 平成17年10月2日入会  
事務所 札幌市東区北28条東12丁目2番17号  
シティハイムサンモリッツ 202号  
TEL 011-712-5157  
FAX 011-712-5158

〈コメント〉

このたび新入会員となりました藤田隆治です。未経験からの出発ですので各種研修会等に積極的に参加していこうと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



<sup>ささき</sup> <sup>けんじ</sup>  
**佐々木 賢司** 昭和37年4月25日生

網走支部 平成17年10月2日入会  
事務所 北見市とん田西町216-42  
ヴェアラハウス105  
TEL 0157-22-2266

〈コメント〉



<sup>なかもら</sup> <sup>こうじ</sup>  
**中村 浩三** 昭和43年6月6日生

札幌支部 平成17年10月2日入会  
事務所 札幌市西区八軒3条東1丁目6番11号  
ハイツ八軒B-201号  
TEL 011-616-4099  
FAX 011-616-4099

〈コメント〉

札幌市西区で開業しました。会社設立、飲食業、労働保険、社会保険、年金を専門としていこうと思っております。

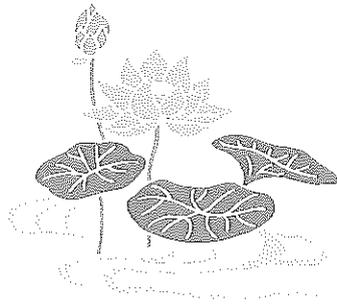


<sup>やまだ</sup> <sup>たつろ</sup>  
**山田 達学** 昭和43年7月9日生

札幌支部 平成17年10月2日入会  
事務所 札幌市北区新川2条2丁目10番18号  
TEL 090-9511-9666

〈コメント〉

日々の精進を積み重ね、行政書士会の発展と地位向上に寄与したい所存でございます。



# ご逝去

ここに謹んで、  
ご冥福をお祈りします。

十勝支部 一八八六番

本庄

覺

去る平成十七年八月二十三日にて永眠

(享年七十五歳)

根室支部 三一四一番

木嶋 正毅

去る平成十七年八月二十一日にて永眠

(享年六十歳)

## 編集後記

11月9日、いよいよ札幌にも初雪が降りました！  
晩秋の候、皆さん、いかがお過ごしでしょうか。前回の『実質・第1号会報』完成の余韻を味わう暇もなく、今回もまた怒濤のように原稿締切日がやってきました...

新・会報編集委員の私たちも、6月の任命式からはや5か月が経とうとしております。

今回は、初の地方取材を試み、世界自然遺産に登録された『知床』について皆さんにご紹介させていただきましたが、いかがでしたでしょうか。取材を担当した委員は、すっかり知床のすばらしさに魅了されてしまい、今では道東の取材に自ら名乗りをあげるまでに洗脳(?)されて帰って参りました(笑)。機会があれば、是非皆さんも日頃の都会の喧騒からちよっぴり離れて「母なる大地」の大きな懐に身を

まかせてみるのも良いかもしれませんね。今回の表紙に登場している可愛らしい知床の希少動物たちにも会えるかもしれません。

さて、10～11月は、各支部でさまざまなイベントや研修会が行われました。

一部、会報の原稿締め切りの関係で、皆様へのご紹介は次回の新年号となりますが、現在、委員一同、総力をあげて取材&記事の作成に取り組んでおりますので、もう少々お待ちくださいね。

今後も業務に役立つことはもちろん、対外的にも恥ずかしくない会報づくりを目指して、9月号よりも11月号、11月号よりも新年号...と、1号1号内容を充実させていけるよう持てるチカラは惜しまず発揮して参りますので、次号もどうぞご期待ください。

2005.11.第274号  
平成17年11月25日発行

発行人：深貝 亨  
編集人：坂地 俊 信

発行所：北海道行政書士会  
印刷所：(株)スリーエス印刷

取引銀行 北海道銀行本店 (当 19116)  
北洋銀行本店 (普 0742651)  
北洋銀行札幌南支店 (普 0570344)  
札幌銀行本店 (普 389444)  
振替口座 02730-0-8224 番

## 会員数の概要

総会員数				前年同月比	前月比
1,464 (個人1,461・法人3)				+15	+6
男性	1,346	女性	115		

平成17年10月末現在

次号の記事の締切は11月末です。

## 中間期における会務執行状況について

幹事長：飛澤 勝男

日頃、日本行政書士政治連盟北海道支部の会務執行に、ご支援、ご協力を戴き厚くお礼を申し上げます。

今年度は、政治的には特におおきな動きはないとの予測のもと、運動方針および予算書が決議され諸活動を開始しましたが、7月に入ってにわかに慌しい動きとなり衆議院議員選挙へと突入しました。

事前に十分な準備をする余裕もない中での選挙活動となったため、会員はじめ各役員の方々には、ご無理な要請等が続いたことと存じますが、暖かい励ましと絶大なご支援・ご協力を戴き無事選挙戦を乗り切ることが出来ました。

選挙結果につきましては、支部長報告のとおりですが道支部が対応した選挙活動について、選挙区・比例区ともそれなりの成果を得たものと分析を致しております。

改めて深くお礼を申し上げる次第です。

さて、本年度は、行政書士制度の拡充発展・財政基盤確立のため会員の増加・行政書士制度への理解を深めるため各級機関の議員との交流を運動方針に掲げ会務を執行しております。

現時点における活動は、全てが順調に推移しているとは言え難く、特に、財政基盤確立のための会員の増加活動は、最重要な課題として取り組んでいるにも拘わらず会費等の達成率は厳しい内容となっております。

前年度末における未納会費の分割納入分を含めた政治連盟への会費納入額は、「日政連支部会費」と位置付けられ、単位行政書士会の会員数を基礎として算定することになっております。

それらの会費納入額は、年会費に換算すると経年会費は約690名、未納会費分は約100名合せて約790名の会費に相当する金額になり、相当な負担を強いられ通常の組織活動にも大きな影響を及ぼすことが懸念される状況にあります。

また、本年度当初予算に計上した人件費・事務所借上料・通信費等の経常経費は約100名の会費に相当し、政治連盟への会費納入額と合わせますと約890名の会費に相当する金額が最低限度必要な数値になります

その他に、組織活動費・機関紙発行費・会券購入費等の支部本来の政治活動費が計上されておりますが、これらに係る運営費も支部活動の上で欠かすことのできない経費になっております。

収入予算には、会費の他に役員等寄付金を予算化しておりますが不確定要素を含んでいるにも拘わらず、これらに依存しなければならない等予算執行は極めて厳しい状況にあります。

会員の増加に向けた取り組みにつきましては、各分会長になお一層のご努力をお願い申し上げますほか、行政書士会員皆様のより一層のご理解と、活動への積極的な参加をお願い申し上げます次第です。

なお、道支部が今後取り組む課題の主なものは

○「行政書士会員である地方議員等の連絡会議」の結成

○新年賀詞交歓会

○日政連北海道支部の組織体制改革の検討

等を予定致しております。

会務執行について、皆様方の積極的なご支援と会費達成率のアップについての忌憚のないご意見をお聞かせ戴きたくお願い申し上げます次第です。

なお、平成16年度末現在日政連への会費未納支部は、全国47支部中北海道・奈良・大分・宮崎の4支部のみとなっております。

## 最近の動き

月・日	行 事 等	場 所	担 当 者 等
9月12日	当選者事務所へ挨拶	札 幌	葛西・飛澤
14日	新規登録者へ入会依頼	札 幌	飛澤
30日	新入会員研修会懇談会参加	札 幌	葛西・飛澤
10月7~8日	連合会との協議会出席	小 樽	葛西
14日	第3回道支部幹事会	札 幌	各役員
19日	新規登録者へ入会依頼	札 幌	飛澤
21日	全道研修会で入会依頼	函 館	葛西
24日	自民党「団体政策懇談会」要望書作成	札 幌	葛西・飛澤
26日	自民党「団体政策懇談会」	札 幌	深貝・葛西・酒井・飛澤

# 知床で夢を育てませんか？

## 「100平方メートル運動の森・トラスト」

斜里町が「しれとこ 100 平方メートル運動」を全国に呼びかけたのは昭和 52 年のことでした。乱開発の危機にあった知床国立公園内の私有地を買い取り、植林して回復させようという運動は全国に反響を呼び、運動開始 20 年後の平成 9 年には 4 万 9 千人の人々の協力によって募金目標は達成されました。

その後運動は植林した木を育て、森をつくり、開拓以前の森に復元することを目標にした「100 平方メートル運動の森・トラスト」として新たなスタートをきりました。

数百年後の豊かな知床の森と生物相の復元に向けた取り組みは皆様から寄せられる毎年の寄付金によって支えられています。



### ○運動に参加するには？

郵便振替用紙付きの申込書を郵送またはファックスにてお送りします。

またホームページ (<http://www.town.shari.hokkaido.jp/100m2/index.html>) からの申込、申込書の入手もできます。寄付金は 1 口 5,000 円で、何口でも結構です。申込書は E-mail、ファックス、郵送で、寄付金は郵便振替 (02740-8-10555 加入者名：斜里町役場) か、現金書留で、それぞれ斜里町役場までお送りください。



### ○運動に参加すると！

1. 募金証書を発行します。将来の森をイメージした知床の森と動物たちの募金証書を発行いたします。動物画家、田中豊美さんに描いていただきました。
2. 森づくりにかかわるイベント、森の交流事業にご参加できます。
3. 寄付をいただいた翌年にしれとこの森通信（運動地の森や森づくり作業の様子を掲載した冊子）を送付いたします。
4. 五年周期の回帰作業期終了翌年に、作業結果をお知らせする報告書をお届けします。今、ご参加いただいた方へお届けするのは2008年（平成20年）になります。

### ■お申込・お問い合わせ・資料請求などは

〒099-4192 北海道斜里郡斜里町本町12番地

斜里町役場 環境保全課自然保護係

電話 01522-3-3131 (内線 125) ファックス 01522-2-2040

E-mail : sh.shizen@town.shari.hokkaido.jp

